



海陽町教育大綱及び 第3期海陽町教育振興計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

海陽町教育委員会

はじめに



インドで発見された狼に育てられたアマラとカマラ。彼女たちは両手をついて行動し、食べるときは手を使わず地面に置かれた皿に顔を近づけ、遠吠えのような声をたてる以外は音声を発しませんでした。その後カマラは2本足で立つことに成功し、少しずつではありますが言葉をしゃべるようになりました。真実は分かっていませんが、文明から切り離されて育てられた子どもの事例として有名な逸話です。

教育とは、人間が生きていく上で非常に重要で、その人の人格すら変えてしまいます。

教育基本法では教育の機会均等を謳っていますが、実際の世の中では都市部と田舎の教育格差が生まれ、子どもたちの将来を大きく左右しています。時代が目まぐるしく変わり、社会の形成者として必要とされる基本的な資質が大きく変化する中で、現在の教育基本法に明記されている普通教育そのものが大きく変わりつつあるのではないのでしょうか。

今後は、地理的条件に負けず将来の世界を担う子どもたちの未来を広げ、卒業してからの長い人生にそれぞれの可能性を最大限に発揮できるよう、常に先を見る教育を田舎でも展開する必要があります。選択肢の少ない田舎にいても将来に選択肢をたくさん持てるようにしていくことが、真にこの地に必要な教育なのです。

この大綱は、都会に負けている部分を洗い出し、逆に現状の強みを探った中で、「町外に出なくても都会に負けない教育が受けられる」ということに重点を置いて、全ての子どもたちが共通のスタートラインに立つことのできる海陽町の教育のあるべき姿を示しています。

我々は、グローバルな視点で誰もが学び、既成概念や前例にとらわれず幼児期から高校まで各校が連携して、AI時代に対応できる人材育成とICT環境の整備を行っていくとともに、それをきっちりと活用し、遠隔地にいてもハンズオン授業を受けることのできるハード&ソフトが常に整った環境を整備します。そして町の財政とも調和する中で未来永劫子どもたちの学びを止めず、更にはそのシステムを使い生涯を通して住み慣れた場所で、全ての人の可能性とチャンスを最大化する持続可能な教育環境を実現していきます。

令和3年3月

海陽町長 三浦 茂貴

ご あ い さ つ



海陽町教育委員会では、平成23年6月に「海陽町教育振興計画」を、平成28年3月には、「海陽町第2期教育振興計画」を策定し、海陽町がめざす教育目標と教育方針を掲げ、その実現に向けて様々な施策を推進してきました。

この間、本町の教育を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、グローバル化、価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、大きく変化を続けており、これからの社会を担う人づくりに教育の果たす役割は、ますます大きくなっています。また、これからの日本は、人生100年時代を迎えようとしており、人工知能（AI）やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進んでおり、学校や学びのあり方などは、新たな局面を迎えています。

このように社会が大きく変化する時代において、子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会にかかわり、自ら未来を切りひらいていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力、新しい未来の姿を構想し、実現する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力を育むことが必要です。

このような状況を受け、海陽町教育委員会では、「海陽町第2期教育振興計画」が令和2年度に計画期間を終了するにあたり、これまでの取組の成果と課題、国や県、さらには社会の動向を踏まえ、本町の令和3年度からの5年間のめざすべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、新たに「海陽町第3期教育振興計画」を策定しました。

本計画では、海陽町の基本構想として掲げる「ひと、ゆめ、みらい、笑顔つながる海陽」を実現するため、だれもが、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境を実現していきます。また、地域や保護者が子どもたちの成長を様々な角度から応援してくれる海陽町の強みをいかし、ふるさとに誇りと愛着を持ち、町の明るい未来を創造できる人財育成のための施策を積極的に展開していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました「海陽町教育振興計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

海陽町教育委員会教育長 三 浦 良

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	海陽町教育大綱の特徴・・・・・・・・・・	2
3	計画の位置付け・・・・・・・・・・	3
4	計画策定の経緯・・・・・・・・・・	4
5	計画の期間・・・・・・・・・・	6
6	国の教育施策・・・・・・・・・・	7
7	徳島県の教育施策・・・・・・・・・・	11
8	SDGs（持続可能な開発目標）について・・・・・・・・	12

第2章 海陽町の教育環境を取り巻く社会情勢

1	時代の潮流・・・・・・・・・・	5
2	海陽町のこれまでの取組・・・・・・・・	8
3	海陽町の現状・・・・・・・・・・	21
4	アンケート調査結果・・・・・・・・・・	31
5	調査からみる現状と課題・・・・・・・・	41
6	前期計画の進捗状況・・・・・・・・・・	42

第3章 海陽町教育大綱

1	教育大綱の位置付け・・・・・・・・・・	44
2	基本理念・・・・・・・・・・	45
3	重点目標・・・・・・・・・・	46

第4章 海陽町教育振興基本計画

1	施策体系・・・・・・・・・・	49
2	各施策と関連するSDGsの目標・・・・・・・・	50
3	施策の展開・・・・・・・・・・	53
	学校教育・・・・・・・・・・	53
	生涯学習・・・・・・・・・・	58
	防災教育・・・・・・・・・・	60
	人権教育・・・・・・・・・・	61
	文化・スポーツの振興・・・・・・・・	62
	教育基盤の整備・・・・・・・・・・	64

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

参考資料

- 1 海陽町教師5則・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
 - 2 海陽町教育委員会津波3原則・・・・・・・・・・71
 - 3 海陽町指定等文化財一覧・・・・・・・・・・72
 - 4 海陽町教育振興計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・76
 - 5 海陽町第3期教育振興計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・78
 - 6 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
-
-

第１章 計画策定にあたって

Ⅰ 計画策定の趣旨

海陽町教育委員会（以下、「町教育委員会」という。）では、平成２８（２０１６）年度から令和２（２０２０）年度までの５年間の基本指針である「海陽町第２期教育振興計画」に基づき、本町の持続的な発展に不可欠な「人」の育成をめざして教育行政を進めてきました。

一方、国では、「超スマート社会（Society 5.0）」と「人生１００年時代」の到来に向け、政府が取組を進める「人づくり革命」と「生産性革命」に教育政策として貢献することが課題であるとし、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、「教育立国」の実現に向け更なる取組が教育の普遍的な使命と掲げ、平成３０（２０１８）年６月に第３期教育振興基本計画が策定されました。

また、徳島県では、教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めた「徳島教育大綱」が令和元年８月に策定されました。また、大綱の行動計画として位置づけられる「徳島県教育振興計画（第３期）」は、平成３０（２０１８）年３月に策定されています。

海陽町教育委員会では、前述のような国及び県の教育振興計画の見直しを受け、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く状況の変化を考慮し、海陽町の教育施策を総合的かつ、計画的な視点に立って推進していくための指針及びその行動計画として、「海陽町教育大綱及び第３期海陽町教育振興計画」を策定します。

2 海陽町教育大綱の特徴

(1) 総合計画との整合性の確保と効果的な連携

町長の施政方針を踏まえ、総合計画及び総合戦略との整合性の確保と施策の連携を図ることにより、学校教育、生涯学習、文化振興、生涯スポーツ、人権教育など、幅広い視点と実効性を持つ教育大綱としました。子ども一人一人にかかる教育費は他の自治体と比べても高いものであり、都会に負けない教育環境を整え、海陽町教育資源を活かした教育の振興を推進する内容となっています。

(2) 地域力を最大限生かした人財づくりによる「まちづくり」

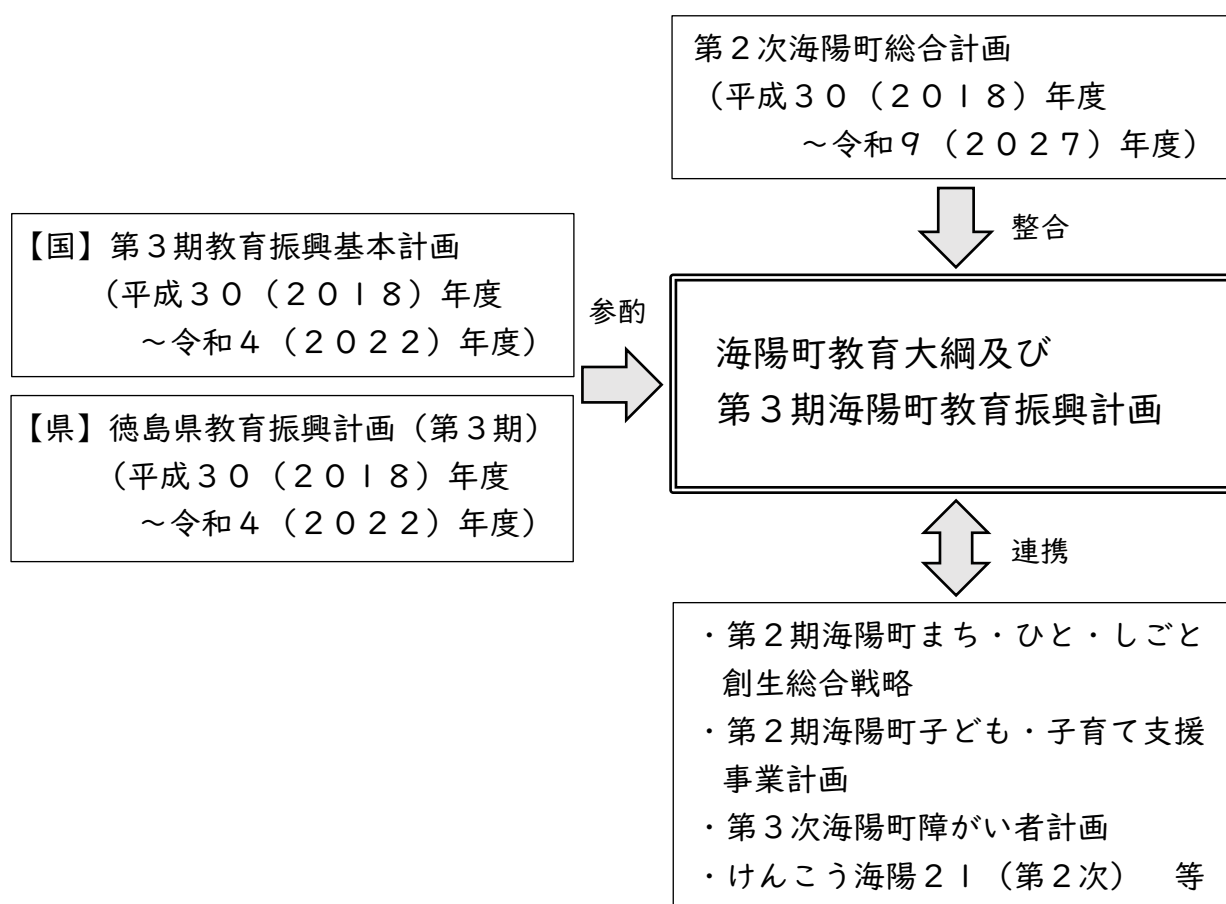
これから町の教育を支えていくためには、行政だけではなく、地域・家庭と一体となった施策の推進活用が必要不可欠であり、子育て、学校教育、生涯学習のすべての分野において地域力を最大限生かし、あらゆる人が活躍する人財づくりによって、海陽町の「まち」のさらなる活性化につなげていきます。

(3) 第2期海陽町教育大綱を踏まえつつ、5年間で実現すべき新たな方向性を整理

第2期海陽町教育大綱における推進状況を踏まえ、中長期的視点を維持しつつ、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応する基本方針を整理しました。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となるものです。
- ・計画の策定にあたっては、国の「第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）」、県の「徳島県教育振興計画（第3期）（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）」を参酌しています。
- ・本町のすべての計画の基本となる「第2次海陽町総合計画（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」を踏まえながら、その他の個別計画と連携を図っています。



4 計画策定の経緯

(1) 計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、地域住民や関係者等の意見を反映するために、「海陽町第3期教育振興計画策定委員会」を設置し、新たな計画の基本理念や施策体系の見直し、重点施策の検討などについて協議を行いました。

(2) アンケート調査

町の教育に関する状況や課題などを把握するため、「教育振興計画策定に関するアンケート調査」を実施し、その結果を計画に反映しました。

【調査の概要】

①住民向けアンケート

期 間：令和2年7月31日から令和2年8月17日まで

対象者：海陽町内に居住する満40歳以上の人を対象に、住民基本台帳から性別・年齢階層別に無作為抽出

方 法：郵送による配布と回収

配布数：300件

回収数：143件（回収率47.7%）

②保護者向けアンケート（A票：自身の子どもについて）

期 間：令和2年7月27日から令和2年8月7日まで

対象者：町内の幼稚園、小学校、中学校※に通う園児・児童生徒の保護者全員

方 法：学校を通じて配布と回収

配布数：474件

回収数：410件（回収率86.5%）

③保護者向けアンケート（B票：保護者本人について）

期 間：令和2年7月27日から令和2年8月7日まで

対象者：町内の幼稚園、小学校、中学校※に通う園児・児童生徒の保護者全員

方 法：学校を通じて配布と回収

配布数：316件

回収数：303件（回収率95.9%）

④教職員向けアンケート

期 間：令和2年7月27日から令和2年8月7日まで

対象者：町内の幼稚園、小学校、中学校※に勤務する教職員全員

方 法：学校を通じて配布と回収

配布数：96件

回収数：93件（回収率96.9%）

※海陽幼稚園、海南小学校、海部小学校、穴喰小学校、海陽中学校、穴喰中学校

(3) ヒアリング調査

これまでの教育施策の実施状況や成果・課題などを把握するため、関係機関に対して「ヒアリング調査」を実施しました。

【調査の概要】

期 日：令和2年6月19日、令和2年8月17日、令和2年10月5日

対 象：海陽町役場

海陽町教育委員会、福祉人権課、危機管理課、まち・みらい課
NPO法人海陽愛あいクラブ

(4) パブリックコメント

庁内関係課との調整を図るとともに、計画策定に広く地域住民の意見を反映させるため、町ホームページなどに計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

期 間：令和3年2月24日から令和3年3月3日まで

5 計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

単位：年度

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
国 教育振興 基本計画	第3期計画 (H30 年度～R4 年度)					次期計画				
徳島県 教育振興計画	第 3 期計画 (H30 年度～R4 年度)					次期計画				
海陽町 総合計画	第 2 次計画 (H30 年度～R9 年度)									
	基本構想 (H30 年度～R9 年度の 10 年間)									
	前期基本計画並びに前期実施計画 (H30 年度～R4 年度の 5 年間)					後期基本計画並びに後期実施計画 (R5 年度～R9 年度の 5 年間)				
海陽町 教育振興計画	第 2 期計画 (H28 年度～R2 年度)			第 3 期計画 (R3 年度～R7 年度)				次期計画		

6 国の教育施策

○国の第3期教育振興基本計画

基本計画では、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子どもの貧困、地域間格差などの社会状況の変化への対応が取り組むべき課題として掲げられ、以下の5つの基本方針が示されています。国は、この基本方針に基づき、教育政策の目標やめざすべき測定指標を定めて、様々な施策の推進に取り組んでいます。

教育のめざすべき姿

- <個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- <社会> 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

5つの基本方針

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

○学習指導要領の改訂

幼稚園教育要領等（平成30（2018）年度）、小学校学習指導要領（令和2（2020）年度）、中学校学習指導要領（令和3（2021）年度）、特別支援学校学習指導要領（それぞれの学校に準じた年次）が全面実施されます。また、高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領が令和4（2022）年度から年次進行で実施されます。改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法等を踏まえ、子どもたちが未来社会を切り拓くために求められる資質能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に関われた教育課程」が重視されています。

改訂のポイント

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために、全ての教科等を、「①知識及び技能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に再整理
- 知識の理解の質を高め、資質能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立

○学校における働き方改革に関する緊急対策の策定

平成31（2019）年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が示されました。

5つの視点

- ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ② 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③ 学校の組織運営体制の在り方
- ④ 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- ⑤ 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』の取りまとめ

令和3（2021）年1月に中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）』が示されました。

社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、これまでの「日本型学校教育（生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行う教育）」が果たしてきた学校教育の役割を重視し、継承しながら、学校における働き方改革や、GIGAスクール構想の実現を加速・充実させ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性とICTの活用に関する基本的な考え方が取りまとめられています。

6つの方向性

- ① 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- ② 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- ③ これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- ④ 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- ⑤ 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- ⑥ 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

○教育基本法の改正

昭和22（1947）年に制定された「教育基本法」は、平成18（2006）年12月に全部が改正されました。この法においては、生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等を盛り込まれ、「地方公共団体は、国の基本的な計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との旨が定められています。

○教育関係法の改正

■『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』の施行

（平成27（2015）年4月）

- ・首長と教育委員会の連携の強化
- ・地方公共団体に首長と教育委員会の協議の場である「総合教育会議」の設置
- ・首長による大綱の策定

■『学校教育法等の一部を改正する法律』の施行（平成28（2016）年4月）

- ・小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校」の制度化

■『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』の公布（平成28（2016）年12月）

- ・夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（公布日から施行）
- ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（平成29（2017）年2月施行）

■『教育公務員特例法等の一部を改正する法律』の施行

（平成29（2017）年4月）

- ・校長及び教員の資質の向上に関する指標の整備

■『義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための関係法等の一部を改正する法律』の施行（平成29（2017）年4月）

- ・『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）設置の努力義務化
- ・『社会教育法』の一部改正
- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備

■『学校教育法の一部を改正する法律』の施行（平成31（2019）年4月）

- ・小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。
- ・視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。

○社会教育関連三法の改正

「教育基本法」の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、平成20（2008）年には「社会教育法」、「図書館法」及び「博物館法」が一部改正されました。

地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定が整備されました。

○その他の関連法

■スポーツ基本法の施行（平成23（2011）年8月）

- ・「スポーツ振興法」が全部を改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。
- ・平成26（2014）年度から全国障がい者スポーツ大会等のスポーツ振興の観点が強いつながり者スポーツ事業が、厚生労働省から文部科学省に移管されました。

■『消費者教育の推進に関する法律』の施行（平成24（2012）年12月）

■『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』の施行

（平成28（2016）年4月）

- ・障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- ・社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的配慮）
- ・障害者理解の促進

■『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の施行

（平成30（2018）年6月）

- ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
- ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮
- ・文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」の設置

■子ども・子育て関連法の施行

- ・子ども・子育て支援法
 - ・認定こども園法の一部改正法
 - ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ※以上、法関係の抜粋

7 徳島県の教育施策

平成12（2000）年 3月	「徳島県教育振興基本構想」（徳島「学び」プラン21）策定
平成16（2004）年 3月	「徳島県人権教育推進方針」策定
平成20（2008）年10月	「徳島県教育振興計画」策定
平成25（2013）年 2月	「徳島県学校マネジメント・学力向上実行プラン」策定
平成25（2013）年 3月	「徳島県教育振興計画（第2期）（平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）」策定 （「阿波っ子みらい教育プラン」）
平成26（2014）年 3月	「徳島県キャリア教育推進指針」策定 「徳島県人権教育推進方針」改訂
平成26（2014）年10月	「徳島県子どもの読書活動推進計画」策定
平成27（2015）年 3月	「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」策定 「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」策定
平成27（2015）年12月	「徳島教育大綱」策定
平成28（2016）年 2月	「元気なあわっ子憲章」制定
平成28（2016）年 3月	「徳島県英語教育改善プラン」策定
平成30（2018）年 3月	「徳島県教育振興計画（第3期）（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）」策定
平成30（2018）年11月	「とくしまの学校における働き方改革プラン」策定
令和 元（2019）年 8月	「徳島教育大綱（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）」策定

◇基本方針

『未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成』

◇重点項目

- ・ 未知への挑戦！未来を創る教育の推進
- ・ 夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進
- ・ 一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進
- ・ 誰もがいきいき！生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進
- ・ 世界へ飛躍！「徳島ならではの」の文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進

8 SDGs（持続可能な開発目標）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを指しています。

■SDGs 17の目標



◎ 教育分野の取組

【ビジョン】

学び合いを通じた質の高い教育の実現

「みんなで支えるみんなの学び（Learning for All, All for Learning）」

人間の安全保障の理念に基づき、「万人のための質の高い教育」を実現し、持続可能な開発を推進する。

【基本原則】

（１） 包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力

人間一人一人に着目し、保護と能力強化を行う人間の安全保障の考え方の下、カントリオーナーシップと自助努力を尊重し、現場レベルでの対話と協働を重視した日本らしい支援により、質の高い学びの提供に取り組む。また、教育協力を通じ、特に脆弱な立場に置かれやすい女性、紛争影響国や貧困地域の子ども、障がい者を含め、様々な要因により質の高い教育を受ける機会から疎外されている人々に対応した協力を行う。

（２） 産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力

教育は、国際社会の成長・イノベーション（革新）、さらには地域と国際社会の平和と安定に積極的に貢献するという認識のもと、理数科教育、工学教育支援、防災・環境教育協力を含め、我が国が長年の国際協力の中で蓄積した知見や技術を活用し、社会経済開発の基盤となる雇用・産業振興に繋がる教育協力を行う。

（３） 国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大

幅広いネットワークの構築や、市民社会との連携を含め、多様なアクターによる協力の促進とパートナーの多角化を促進することにより、国際的・地域的な枠組みを通じて「学びの改善」の実現と、必要な制度の構築をめざす。

また、持続可能な開発の実現に向けて、グローバル・パートナーシップの枠組みの下での協力を行う。

ゴール	目標と役割
1 貧困をなくそう 	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。生活環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワメント）を行う。 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

ゴール	目標と役割
10 人や国の不平等をなくそう 	【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう 	【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

第2章 海陽町の教育環境を取り巻く社会情勢

I 時代の潮流

・超スマート社会 Society 5.0

超スマート社会（Society 5.0）とは、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指す言葉です。仮想空間と現実空間を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことで、めざすべき未来の姿として国が提唱しています。

I o T（Internet of Things）で全ての人とモノをつなぐことで、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生まれます。また、人工知能（A I）やロボットなどの先端技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題が克服されることが期待されています。教育の分野でも、A Iが個人の学習履歴や学習到達度、健康状況等の情報を把握・分析することで、高い精度で個人の特性や発達段階に応じた支援を提供するなど、学びの在り方も大きく変わることが考えられます。

そして、Society 5.0の実現に向けて、新たな社会を牽引する人財が求められています。技術革新や価値創造の源を発見・創造する人財、技術革新と社会課題をつなげてプラットフォームを創造する人財、様々な分野においてA Iやデータの力を最大限活用して展開できる人財などです。しかし、一方で、どのような時代の変化を迎えたとしても、文章や情報を正確に読み解き対話する力、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心などが重要であることに変わりはありません。

このように、先端技術を使いこなす力を身に付けるとともに、人間ならではの能力を育むことが求められています。



プログラミング教育

・人生１００年時代の到来

日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。医療体制の充実や医学の進歩などにより、今後さらなる健康寿命の延伸も期待されています。

２０５５年に６５歳を迎える人（平成２年生まれ）については、男性の約４割以上、女性の約７割が９０歳まで長生きし、更に女性については約２割が１００歳まで長生きすると見込まれています。

今後到来が予想される人生１００年時代を豊かに過ごすためには、生涯にわたって学ぶことができる機会の充実が求められています。子どもから高齢者まで、すべての人々が元気に活躍し続けることのできる社会をつくる必要があります。その重要な鍵を握るのが「人づくり改革」すなわち人財への投資であり、「教育の改革」と考えられています。



がんばらんけ体操



公民館大会

・グローバル化の進展とＳＤＧｓ

ＩＣＴ（情報通信技術）の進展や交通手段の発達などによって、地球規模で人、モノ、資本が移動し、様々な分野で各国が相互に依存している中においては、経済危機、気候変動、自然災害、感染症等の課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼすようになっていきます。

このような状況を踏まえ、平成２７（２０１５）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が掲げられており、特に教育分野においては「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

２０３０年に期限が迫っているＳＤＧｓの達成に向けて、日本では Society 5.0 の実現に取り組んでいます。人生１００年時代の到来も見据えると、学びや教育は大きな変革の時を迎えているといえます。

・ローカル・郷土への理解

グローバル社会では、それぞれ異なる歴史、文化、伝統、慣習をもつ人々が、互いの複雑な利害や価値観を調整しつつ、共存を図っていくことが必要となります。私たちが他国を正しく理解し、また他国の人々に自分自身を正しく理解してもらうためには、まず自分自身が生まれ育った郷土や日本について正しく理解するとともに、郷土や国を愛し、より良いものにしていこうとする姿勢をもつことが重要です。

グローバル社会にあっても、人と人との相互理解や相互交流が基本であり、その礎を築くのは、身近な郷土での人や自然、歴史・文化等とのふれあいと理解です。これらは、郷土愛や地元への誇り、社会に貢献する心を育み、自分への自信や将来の夢や希望の原動力となり、未来を切り拓き新たな価値を創造していく拠り所となります。



八坂神社の見学



自然体験

2 海陽町のこれまでの取組

第2次海陽町総合計画に盛り込まれている教育関連施策は、以下に示すとおりです。

町の施政方針において、これだけの施策が教育に密接に関連していることから、当計画においては十分に整合性を図っていきます。

第2次海陽町総合計画

(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)

海陽町の将来像

ひと、ゆめ、みらい 笑顔つながる海陽
～もっと ずっと 住み心地の良いまちをめざして～

基本目標Ⅰ
はぐくむまち

方針 安心して子どもを産み育てることができる(子育て、教育)

教育環境の整備・充実【教育】

児童生徒の基礎学力の確実な定着が図られる学習環境をはじめ、子どもたちが地域に愛着を持ち、暮らし続けたいと思えるよう、地域の人の暮らしや、生み出された産物、行事やイベントに関する学習や町内企業・施設での体験学習を通し、近隣学校の同学年同士の親睦を図るなどの取組を行います。

- 〔主要施策〕
- ・地域を担う人材の育成
 - ・学校経営と校種間連携の基礎強化
 - ・「体・徳・知」のバランスのとれた力の育成
 - ・安全・安心な教育環境の充実
 - ・青少年が活動できる環境づくり

方針 豊かな人間性が育まれる(生涯学習、文化・スポーツ)

生涯を通じた学習の支援【生涯学習】

生涯学習として、人材育成に重点を置いた「学び」をひとづくり・まちづくりに活かす仕掛けと連動した、子どもから大人まですべての世代が、ふるさとの魅力を感じる社会教育のまちづくりを推進します。

- 〔主要施策〕
- ・生涯学習の推進
 - ・学びをまちづくりに活かす活動の推進
 - ・学びを支える環境の整備

基本目標 1 はぐくむまち	方針 豊かな人間性が育まれる（生涯学習、文化・スポーツ）
	文化・スポーツ活動の振興【文化・スポーツ】 文化芸術に関連した多彩な活動を通じて、文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性が育まれるまちをめざします。町内のスポーツ施設を活用した、町内外の住民が交流できるスポーツ大会の開催や、地域密着型クラブや総合型地域スポーツクラブなどと連携し、ライフスタイルに応じて幅広くスポーツ活動を行えるまちをめざします。 〔主要施策〕 ・芸術文化活動の推進 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・文化・スポーツ活動環境の整備・充実
基本目標 2 にぎわうまち	方針 思いやりとふれあいがあふれる（健康、福祉）
	健康づくり・地域医療の推進【健康】 妊婦、子ども、成人、高齢者などすべての住民が、健康で安心した生活を送れるよう、医療機関など地域の関係者と連携しながら生涯を通じた健康づくりに取り組みます。 〔主要施策〕 ・住民の健康を支える体制づくり ・食育の推進
基本目標 2 にぎわうまち	方針 交流によりにぎわいが生まれる（観光、歴史）
	歴史・伝統の継承と発信【歴史】 自然や歴史・文化、民俗芸能などを次世代へと継承していくため、価値や魅力を町内外へ広く発信することや自然体験の活用や歴史探索の実施、民俗芸能の後継者育成などに取り組みます。 〔主要施策〕 ・自然や歴史・文化遺産の保全と利活用 ・文化財や文化施設などの連携と有効活用 ・伝統文化の保存、継承及び活用
基本目標 2 にぎわうまち	方針 豊かな自然を次代につなげる（自然環境）
	自然環境の保全【環境】 本町の有する豊かな自然環境を次代に受け継ぐため、住民一人一人の環境負荷の少ない暮らしや産業活動の促進、環境保全対策などを進め、地域ぐるみで環境にやさしい社会の実現をめざします。 〔主要施策〕 ・環境保全の意識啓発と活動の支援

基本目標 3 すみよいまち	方針 安心・安全に暮らすことができる（防災、防犯）	
	災害や緊急時に強い地域社会の実現【防災】	災害時の体制として、公共施設などの計画的な耐震化や解体の検討に取り組むとともに、避難所の適正配置や高齢者、障がい者などの要配慮者の避難や男女の性差にも配慮した避難所運営など、災害時支援体制の確保に取り組めます。 〔主要施策〕 ・ 防災体制と災害時の対応強化
	安全な暮らしの確保【防犯・交通安全】	犯罪や消費者被害から住民を守ることができるよう、地域における「犯罪からの安全」の実現をめざし、総合的な視点から、行政・警察・住民が連携してその実現に取り組めます。 〔主要施策〕 ・ 消費者保護対策の充実
	方針 快適な生活空間をつくる（生活基盤、交通）	
	地域情報化の推進【通信】	多様な情報発信手段を利用し、住民とのコミュニケーションや本町の魅力の発信手段として広報活動などを展開するとともに、情報化に対応した取り組みを推進します。 〔主要施策〕 ・ 情報教育の推進
	方針 住民とともに未来をつくる（協働、人権、行政経営）	
	人権が尊重され差別のない社会の実現【人権】	人権尊重社会の実現に向けた教育・啓発に努め、新たな人権課題にも対応しながら、住民一人一人の人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現をめざします。 〔主要施策〕 ・ 人権教育・啓発の推進
	男女が共に活躍できる社会の実現【男女参画】	男女が共に社会のなかで活躍できる町をめざし、講演会やワークショップの実現などの広報・啓発活動や多様な働き方に対する支援や再チャレンジ支援などの充実に取り組めます。 〔主要施策〕 ・ 男女共同参画の推進 ・ 男女間の暴力や人権侵害の防止

3 海陽町の現状

(1) 人口・世帯の推移

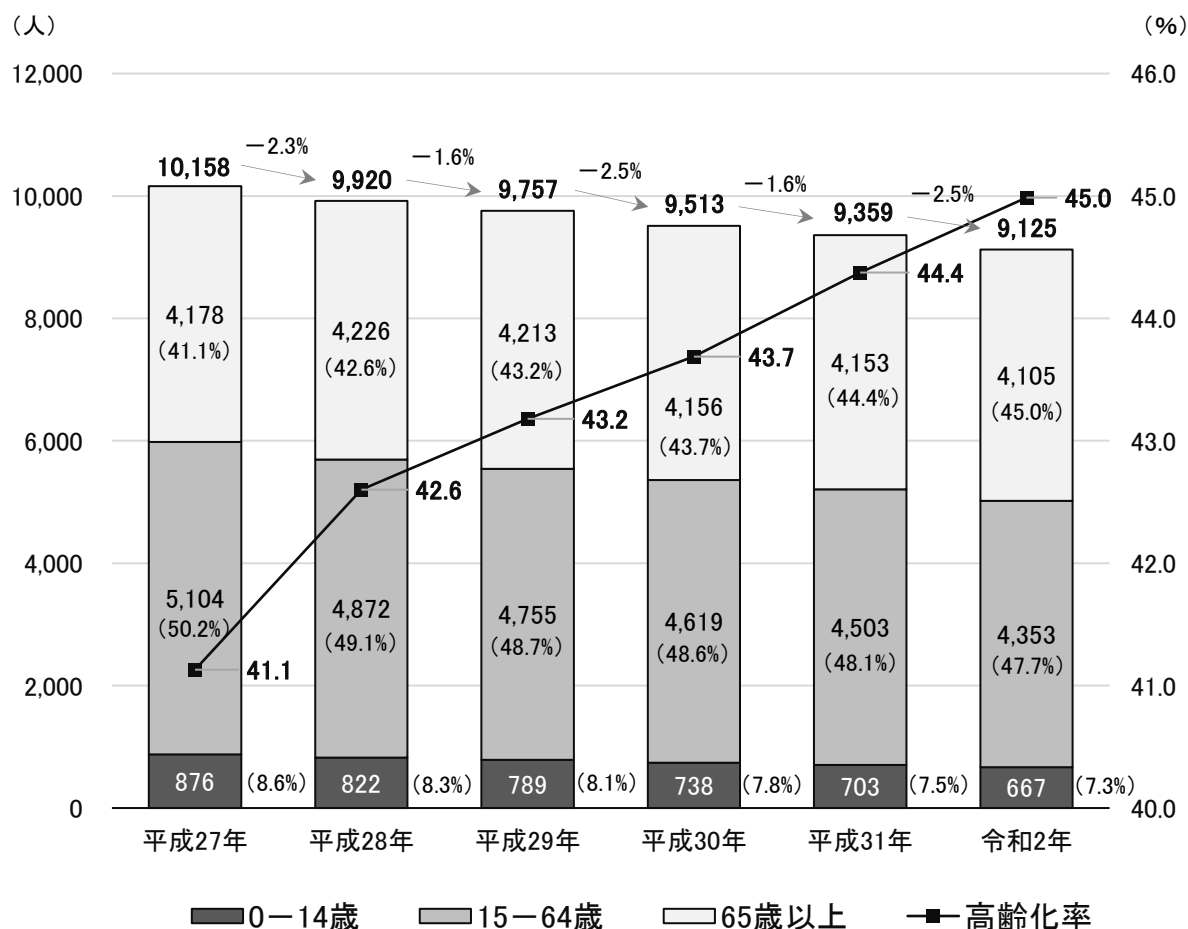
①年齢3区分別人口・高齢化率の推移

町の人口は減少傾向が続いています。令和2年の人口は9,125人となっており、平成27年に比べ1,033人減少、減少率10.2%となりました。毎年、前年比－1.6～－2.5%のペースで減り続けています。

年齢区分別にみると、0歳から14歳の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口は、平成27年から減少傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢人口は、平成27年から平成28年にかけて48人増加しましたが、平成28年以降は減少が続いています。

高齢化率は上昇を続け、令和2年は45.0%となっており、平成27年に比べ3.9ポイント増加しています。高齢者の数は減少傾向ですが、少子高齢化は進んでいます。

年齢3区分別人口・高齢化率の推移

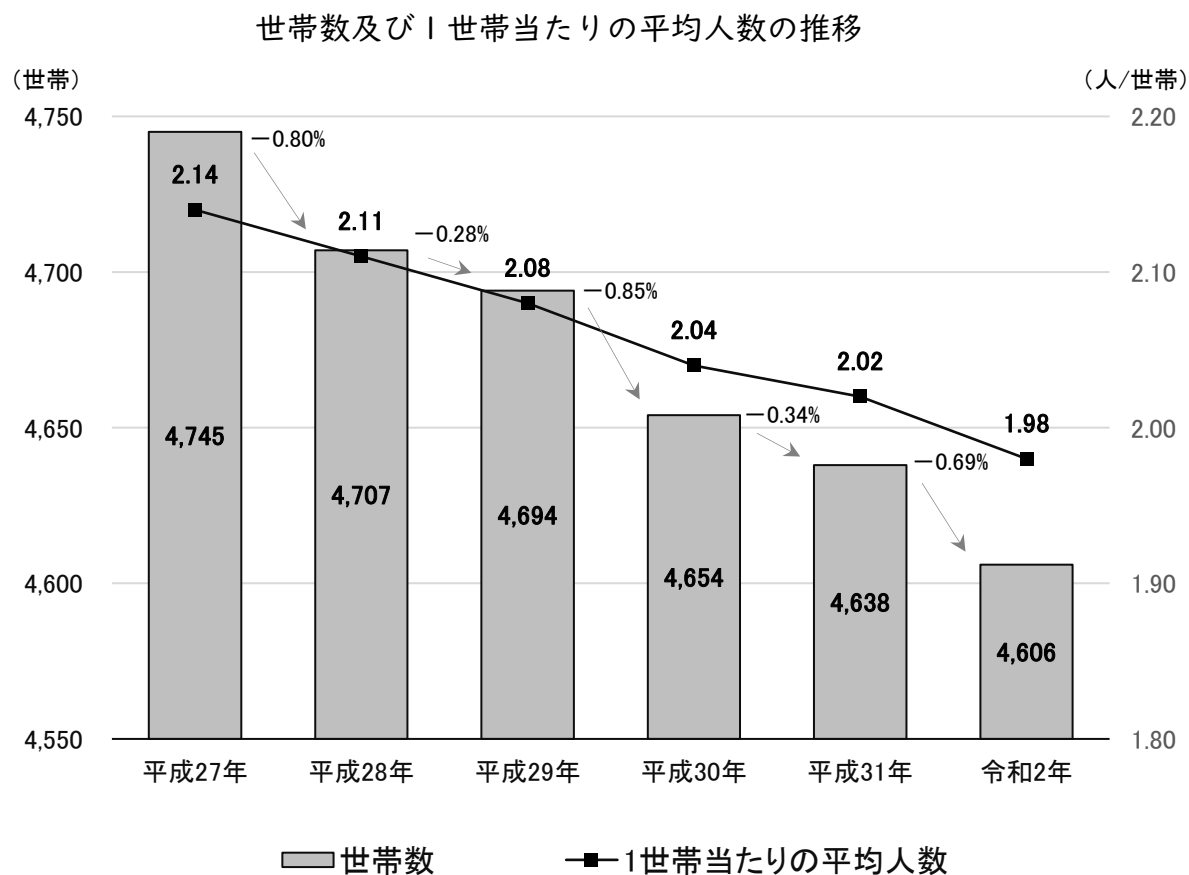


資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

②世帯数及び1世帯当たりの平均人数の推移

町の世帯数も減少傾向が続いています。令和2年3月末現在の世帯数は4,606世帯であり、平成27年に比べ139世帯減少、減少率2.9%となりました。毎年、前年比-0.28~-0.85%のペースで減り続けています。

一方、令和2年3月末時点の1世帯当たりの平均人数は1.98人/世帯となっています。世帯数の減少率よりも人口の減少率の方が大きく、1世帯当たりの平均人数も下降が続いています。



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

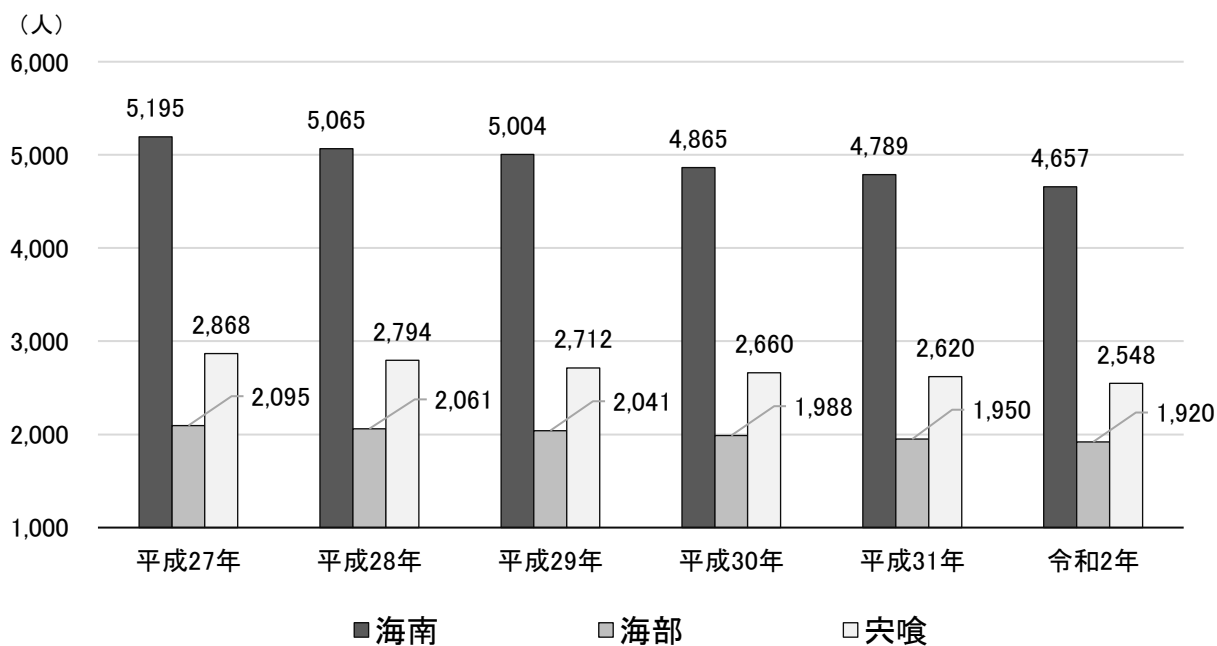
③地区別（海南・海部・穴喰）の人口、世帯数及び1世帯当たりの平均人数の推移

■人口

地区別の人口をみると、3地区すべてで減少傾向が続いています。

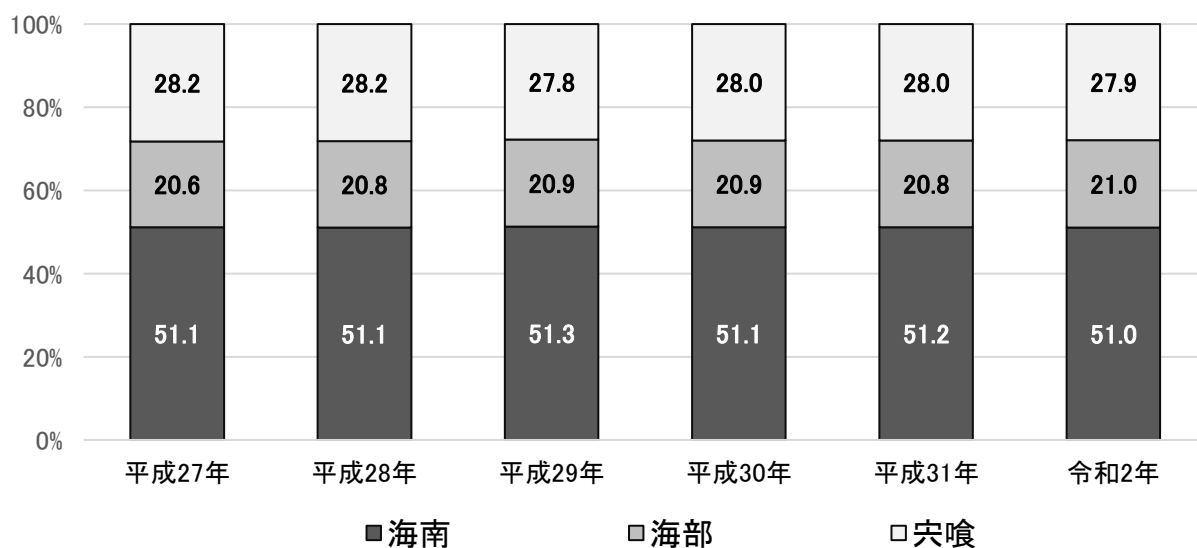
地区別の人口構成比をみると、海南地区は約51.0%、海部地区は約21.0%、穴喰地区は約28.0%であり、平成27年以降その傾向に変わりはありません。

地区別の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

地区別の人口構成比の推移



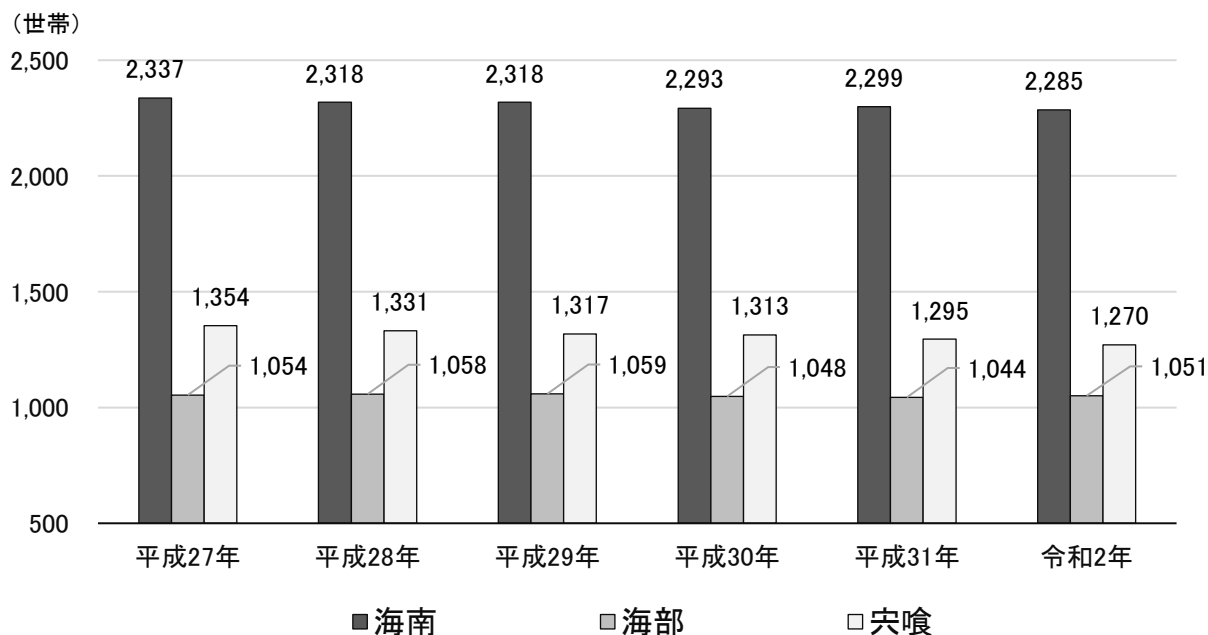
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■世帯数

地区別の世帯数をみると、宍喰地区のみ減少傾向が続いています。

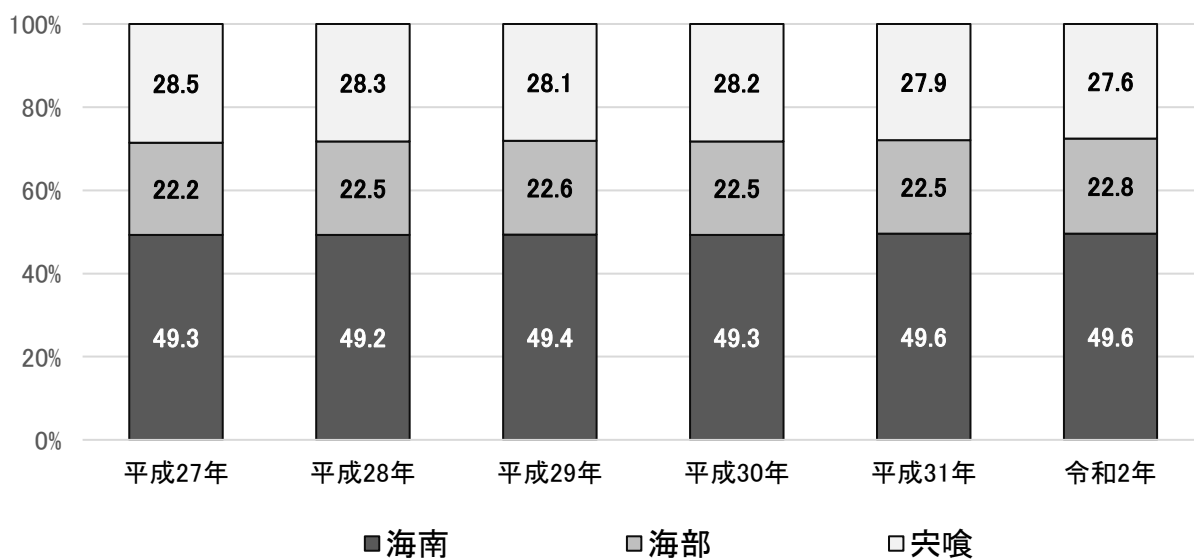
地区別の世帯数構成比をみると、令和2年は、海南地区49.6%、海部地区22.8%、宍喰地区27.6%となっています。宍喰地区が占める割合は、平成27年から令和2年にかけて、0.9ポイント減少しています。

地区別の世帯数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

地区別の世帯数構成比の推移



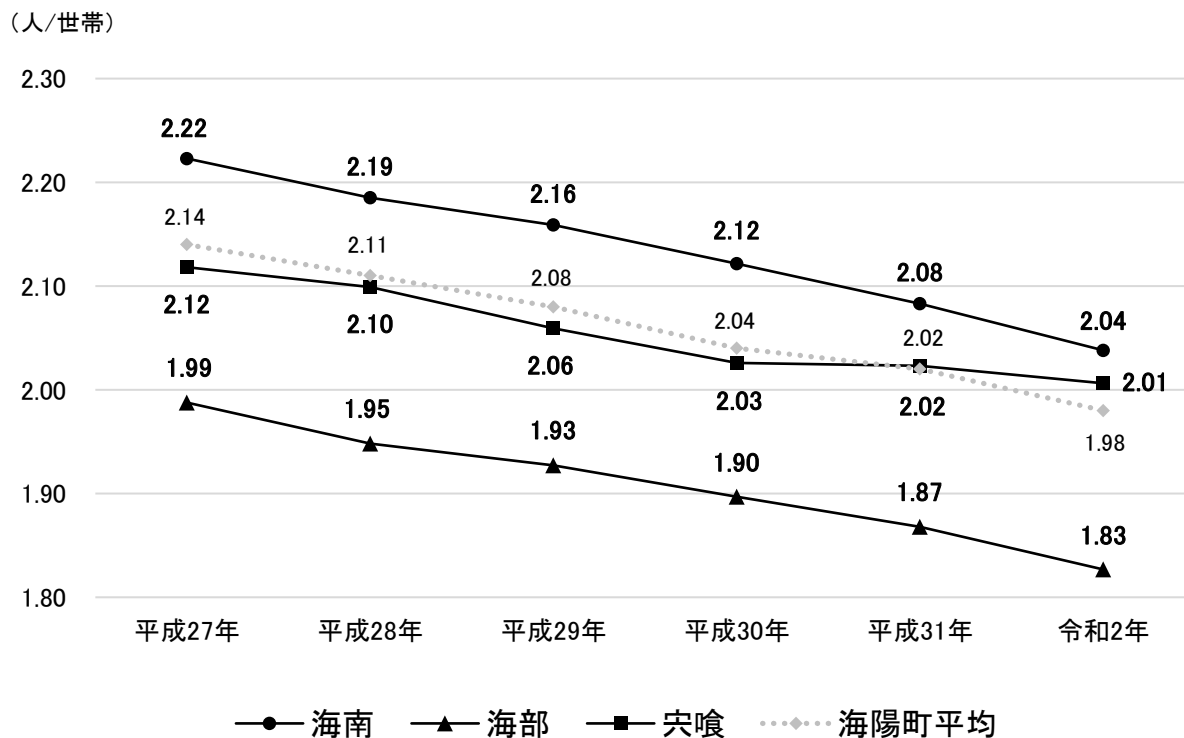
資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

■ 1世帯当たりの平均人数

地区別の1世帯当たりの平均人数をみると、3地区すべてで減少傾向が続いていますが、穴喰地区は平成30年以降微減となっています。

令和2年3月末時点の1世帯当たりの平均人数は、海南地区で2.04人/世帯、海部地区で1.83人/世帯、穴喰地区で2.01人/世帯となっており、海部地区が町平均（1.98人/世帯）を大きく下回っています。

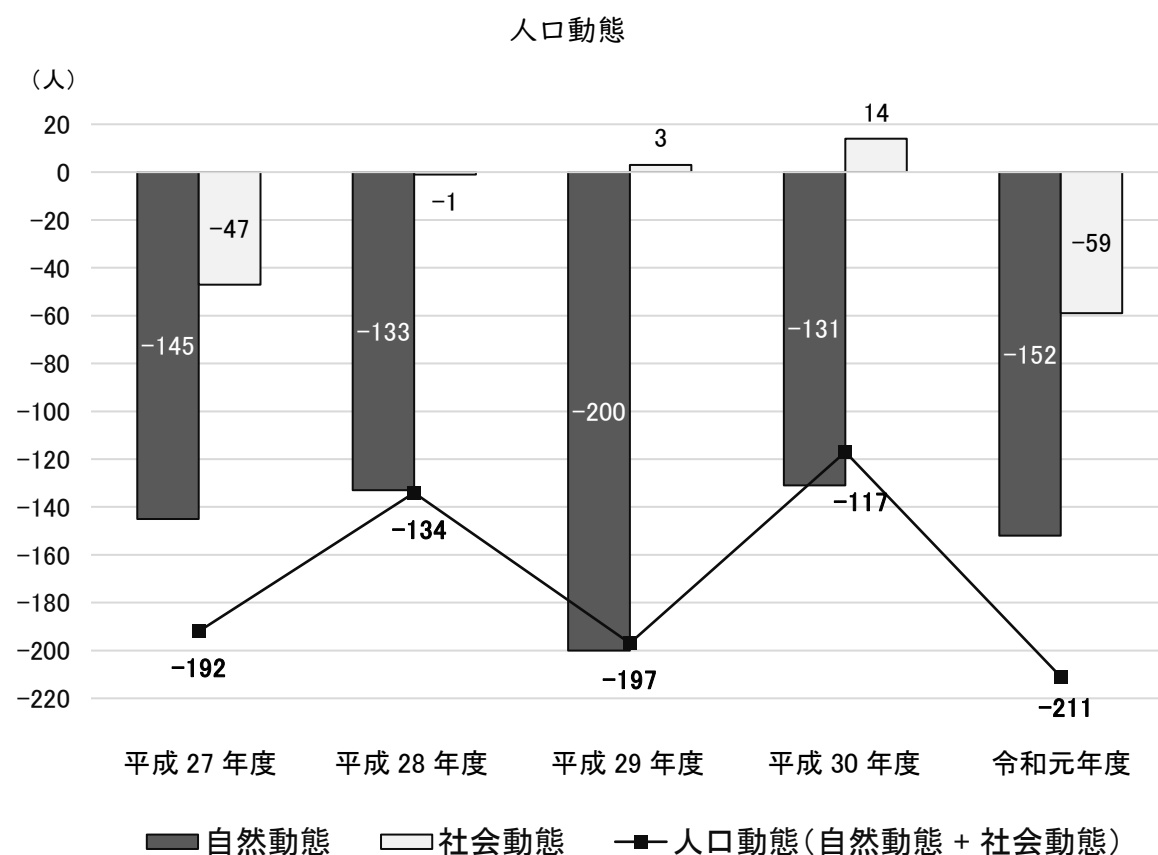
地区別の1世帯当たりの平均人数の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

④人口動態

人口の動きである人口動態をみると、出生・死亡からみる「自然動態」は、毎年度１００人を超える自然減になっています。一方、転入・転出からみる「社会動態」は、平成２９年度と平成３０年度は転入超過となっていますが、自然動態の減少数の方が大きいため、人口は毎年度減少傾向が続いています。



資料: 住民基本台帳(各年4月1日～翌年3月末の期間)

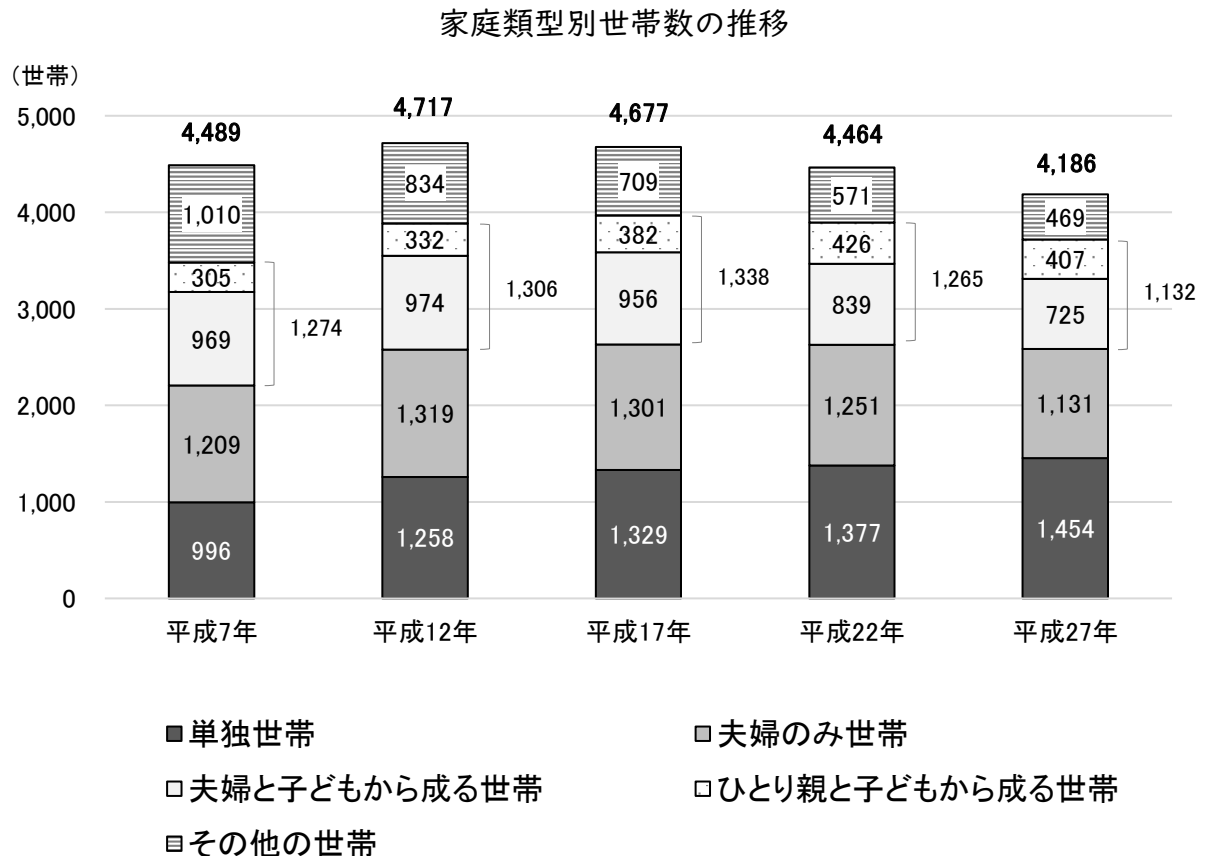
(2) 家庭類型別世帯の状況

①家庭類型別世帯数の推移

家族類型別世帯数の推移をみると、単独世帯が増え続けており、平成7年と平成27年を比べると458世帯増加しています。一方、その他の世帯は減少傾向が続き、平成7年と平成27年を比べると541世帯減少しています。

ひとり親と子どもから成る世帯は、平成7年から平成22年にかけて増加が続きましたが、平成27年は一転減少し、407世帯となっています。それでも、平成7年に比べ102世帯増加しています。

子どもがいる核家族世帯（「夫婦と子どもから成る世帯」と「ひとり親と子どもから成る世帯」の合計。）は、平成7年から平成17年にかけて増加しましたが、平成22年以降は減少し、平成27年は1,132世帯となっています



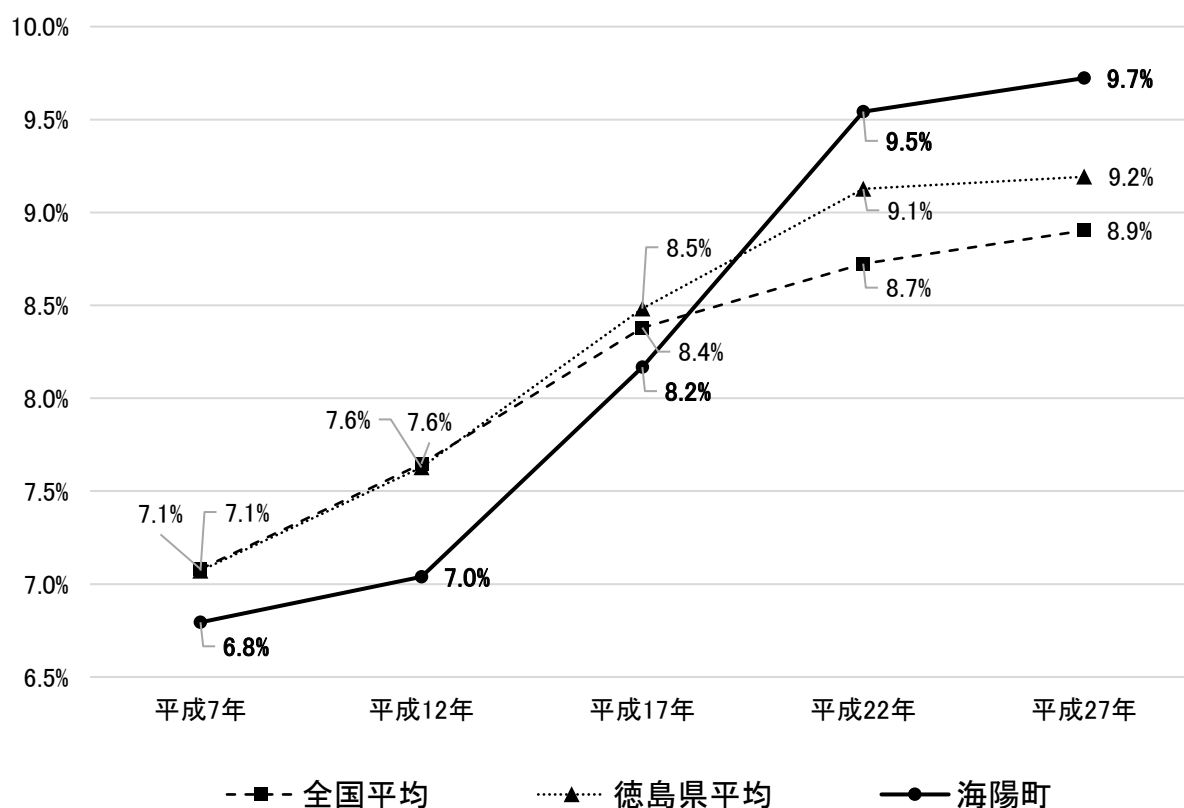
資料: 国勢調査

②ひとり親世帯の割合の推移

海陽町における総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成7年から平成27年にかけて上昇を続け、平成27年は9.7%となっています。平成7年に比べ、2.9ポイント増加しています。

全国及び徳島県平均と比べると、平成7年から平成17年にかけては国や県を下回っていましたが、平成22年以降は上回る水準が続いています。

総世帯数に占めるひとり親世帯の推移
(全国、徳島県、海陽町)



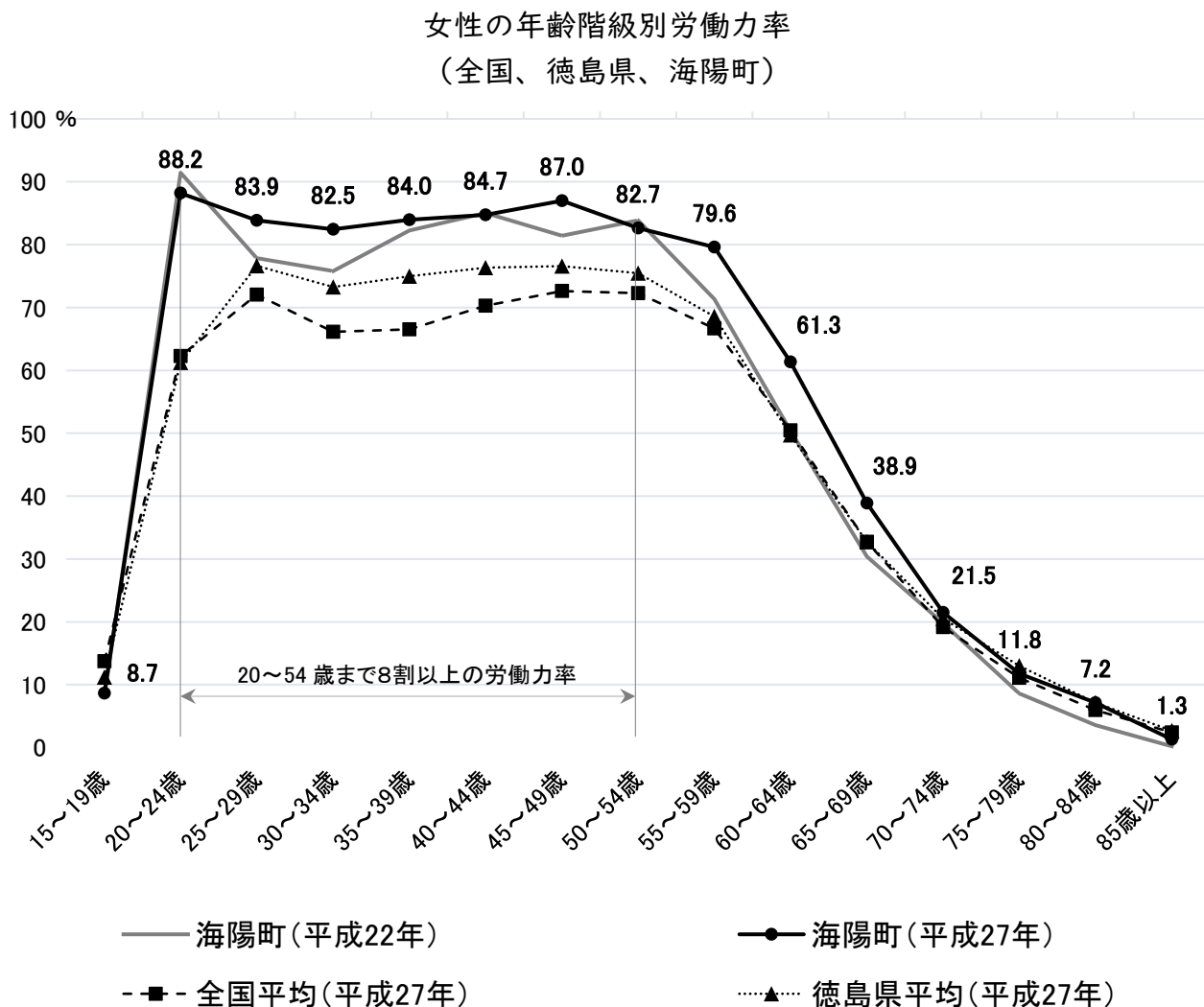
資料: 国勢調査

(3) 女性の就業状況

①女性の年齢階級別労働力率

海陽町における女性の労働力率を年齢階級（5歳階級）別にみると、平成22年と平成27年を比較した場合、労働力率が上昇した階級の方が多くなっています。特に、60～64歳では11.0ポイント増加しています。一方、労働力率が低下したのは3階級のみで、20～24歳（3.3ポイント減）、50～54歳（1.2ポイント減）、40～44歳（0.3ポイント減）となっています。

平成27年の全国平均と比べると、海陽町の女性の労働力率は、15～19歳及び85歳以上を除く13の階級で、全国平均を上回っています。また、平成27年の徳島県平均と比べると、15～19歳と75～79歳及び85歳以上を除く12の階級で、県平均を上回っています。



資料: 国勢調査

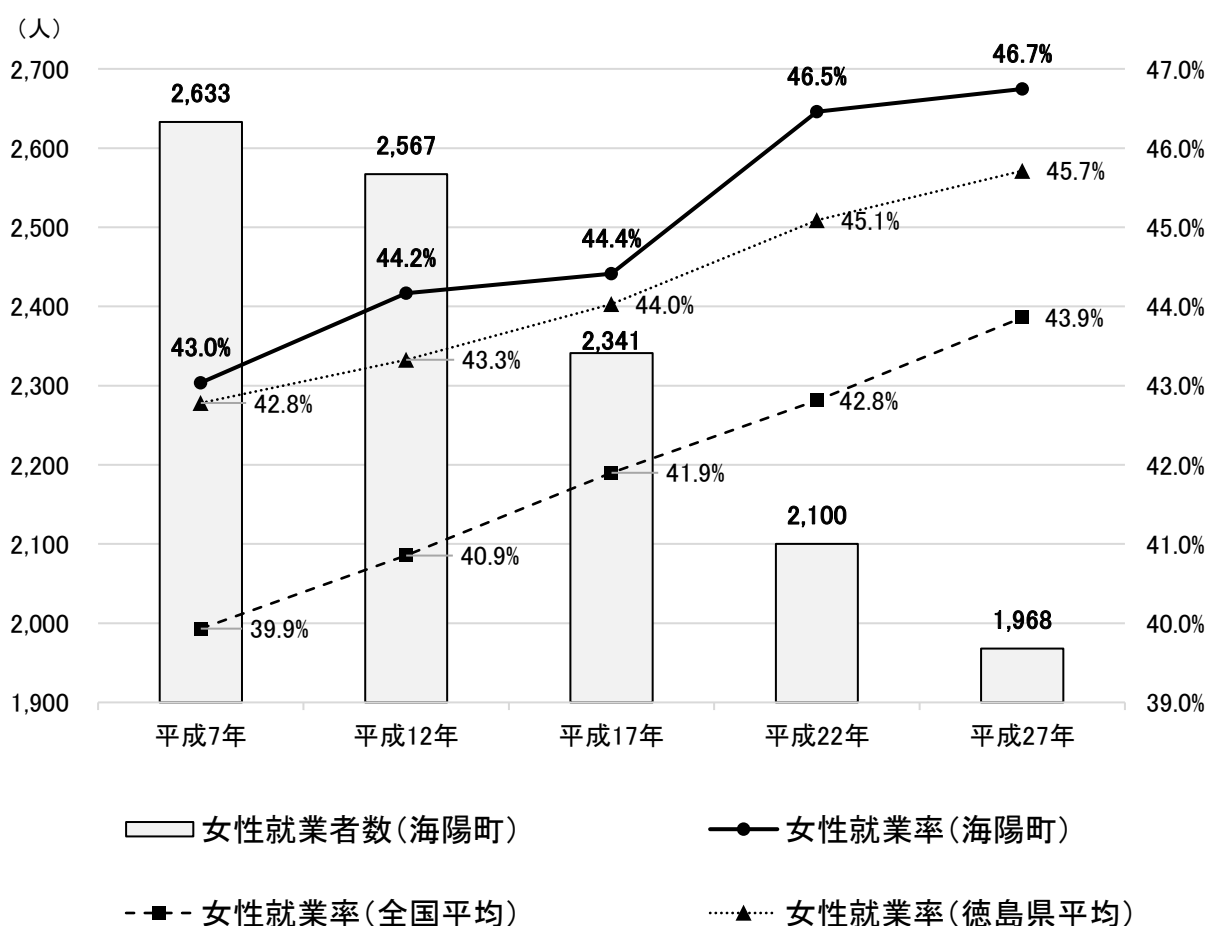
②女性の就業者数及び女性就業率の推移

海陽町の女性の就業者数は、減少傾向が続いています。平成27年は1,968人となっており、平成7年に比べ665人減少しています。

一方、海陽町の女性就業率は、平成7年から平成27年にかけて上昇を続け、平成27年は46.7%となっています。平成7年に比べ、3.7ポイント増加しています。

全国及び徳島県平均と比べると、平成7年以降、常に国や県を上回っています。

女性の就業者数及び就業率の推移



資料: 国勢調査

4 アンケート調査結果

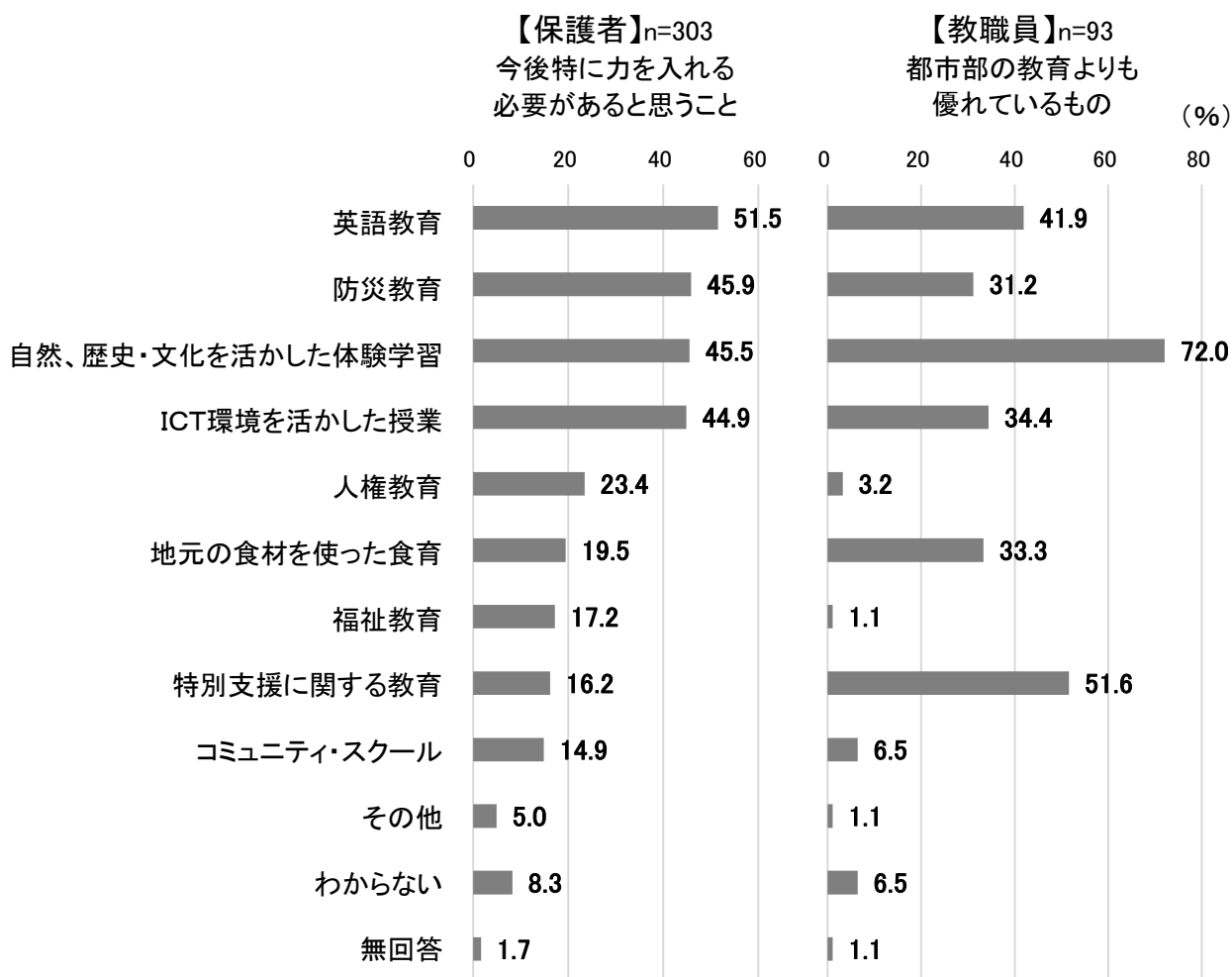
(1) 学校教育について

問 【保護者】

あなたは、町の学校教育で、今後特に力を入れる必要があると思うことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

【教職員】

海陽町の教育において、都市部の教育よりも優れているものは何でしょうか。（あてはまるものすべてに○）



保護者が今後特に力を入れる必要があると思うことは、上位から「英語教育」51.5%、「防災教育」45.9%、「自然、歴史・文化を活かした体験学習」45.5%、「ICT環境を活かした授業」44.9%となっています。

一方、教職員が都市部の教育よりも優れていると感じることは、上位から「自然、歴史・文化を活かした体験学習」72.0%、「特別支援に関する教育」51.6%、「英語教育」41.9%、「ICT環境を活かした授業」34.4%となっています。

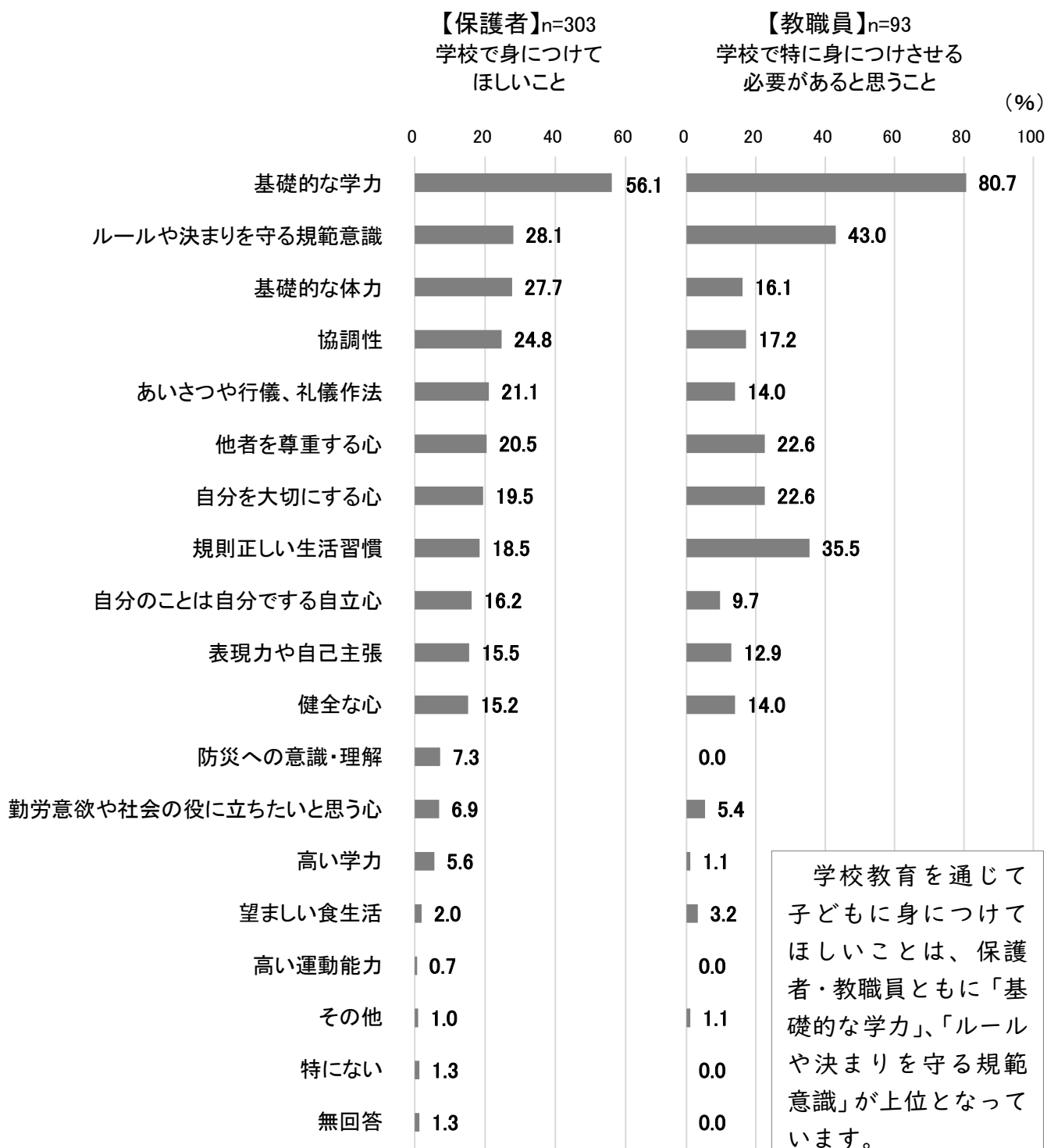
(2) 学校で身につけてほしいことについて

問 【保護者】

お子さんに学校で身につけてほしいことは何ですか。(〇は3つまで)

【教職員】

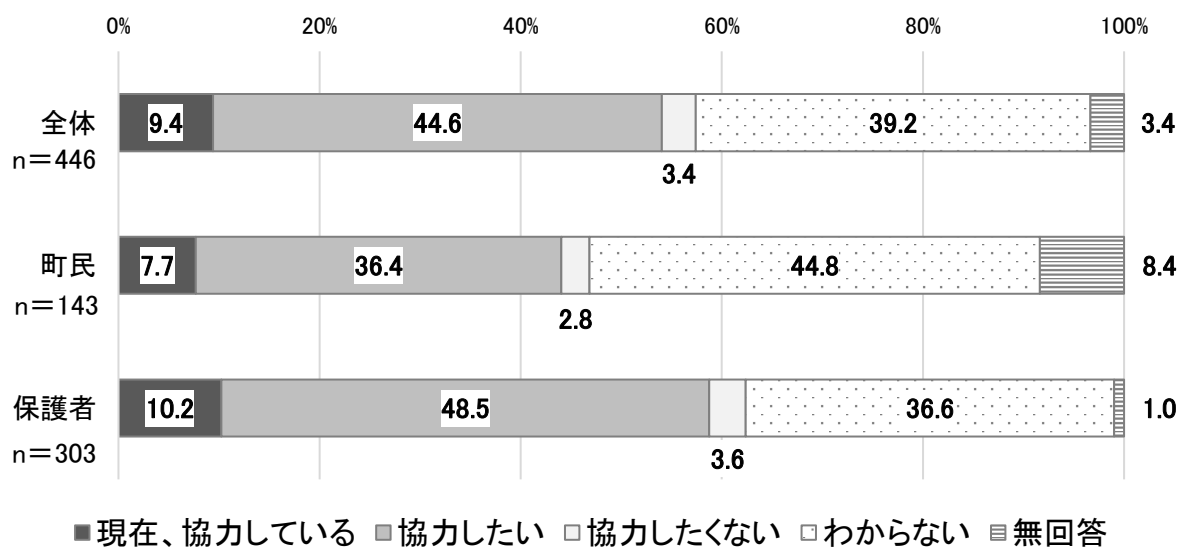
あなたは、あなたの学校の中で、子どもに特に身につけさせる必要があると思うことは何ですか。(〇は3つまで)



(3) 小・中学校の教育への協力について

問 【町民】【保護者】

あなたは、町内の小・中学校の教育に関して、何か協力できることがあれば協力したいと思いますか。(1つに○)



小・中学校の教育への協力について、全体では、“協力していきたい”（「現在、協力している」と「協力したい」の合計。以下同様）が54.0%と半数を超え、「協力したくない」3.4%、「わからない」39.2%となっています。

町民・保護者別にみると、町民は“協力していきたい”が44.1%、「協力したくない」2.8%、「わからない」44.8%となっています。保護者は“協力していきたい”が58.7%、「協力したくない」3.6%、「わからない」36.6%となっています。

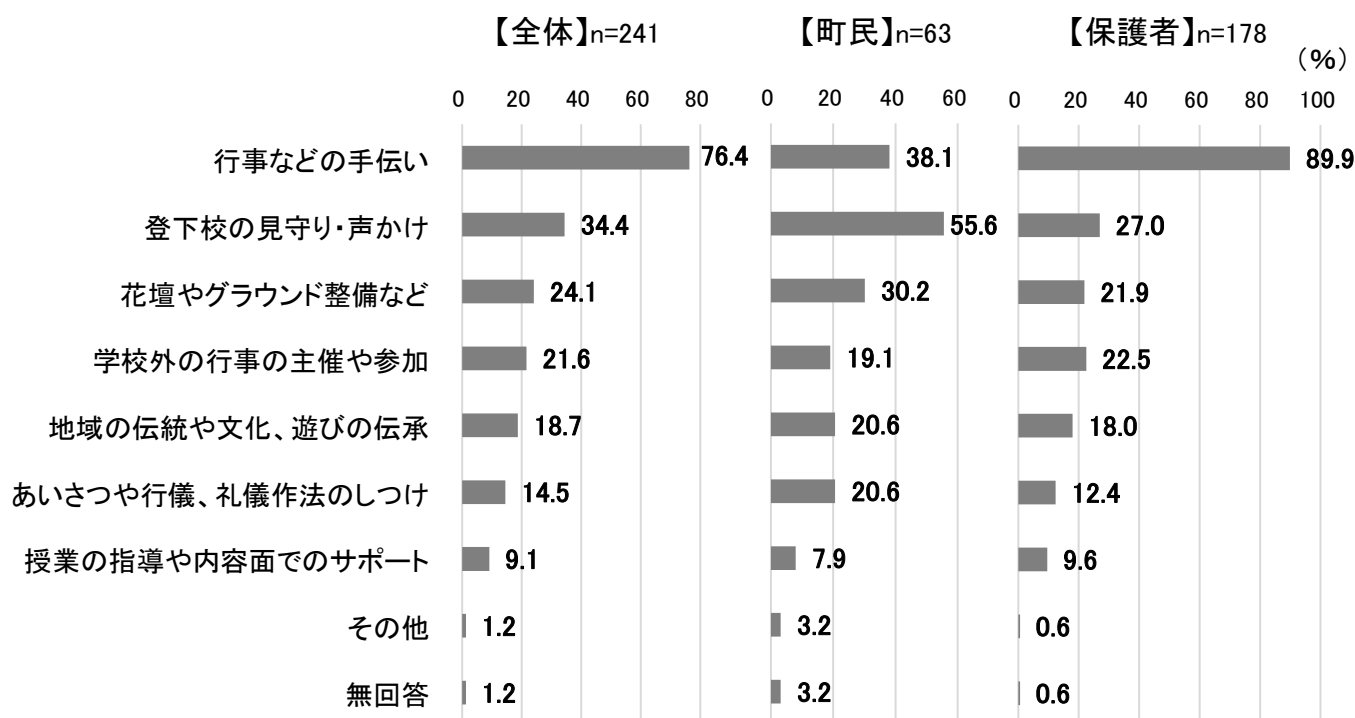
(4) 小・中学校の教育に対して協力したいこと・協力できることについて

※前述の(3)の問で「現在、協力している」「協力したい」に○をつけた方におたずねしました。

問 【町民】【保護者】

協力したいことや協力できることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



小・中学校の教育に対して協力したいこと・協力できることは、全体では、上位から「行事などの手伝い」76.4%、「登下校の見守り・声かけ」34.4%、「花壇やグラウンド整備など」24.1%となっています。

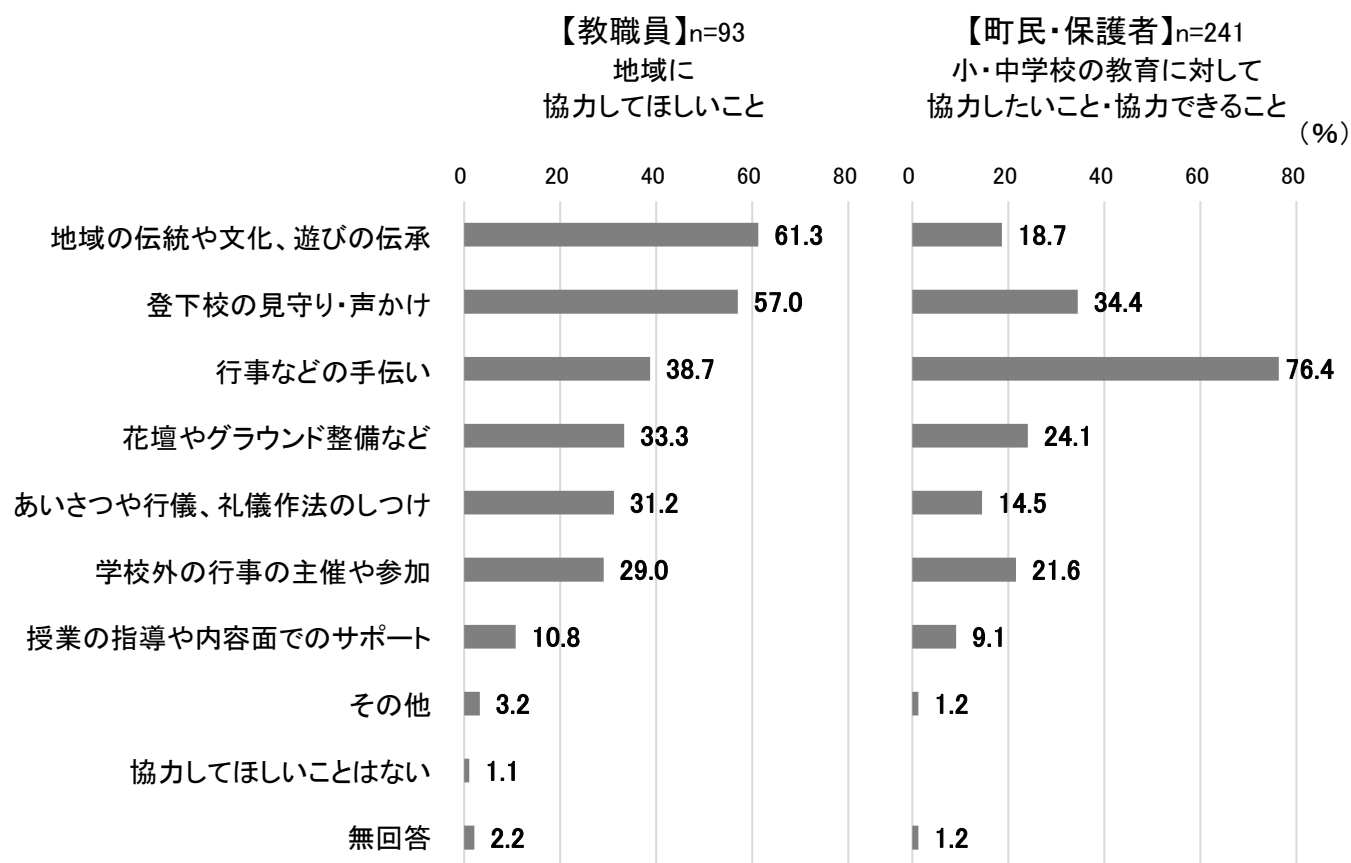
町民・保護者別にみると、町民は、上位から「登下校の見守り・声かけ」55.6%、「行事などの手伝い」38.1%、「花壇やグラウンド整備など」30.2%となっています。

保護者は、上位から「行事などの手伝い」89.9%、「登下校の見守り・声かけ」27.0%、「学校外の行事の主催や参加」22.5%となっています。

(5) 地域に協力してほしいことについて

問 【教職員】

地域に協力してほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



地域に協力してほしいことは、上位から「地域の伝統や文化、遊びの伝承」61.3%、「登下校の見守り・声かけ」57.0%、「行事などの手伝い」38.7%となっています。

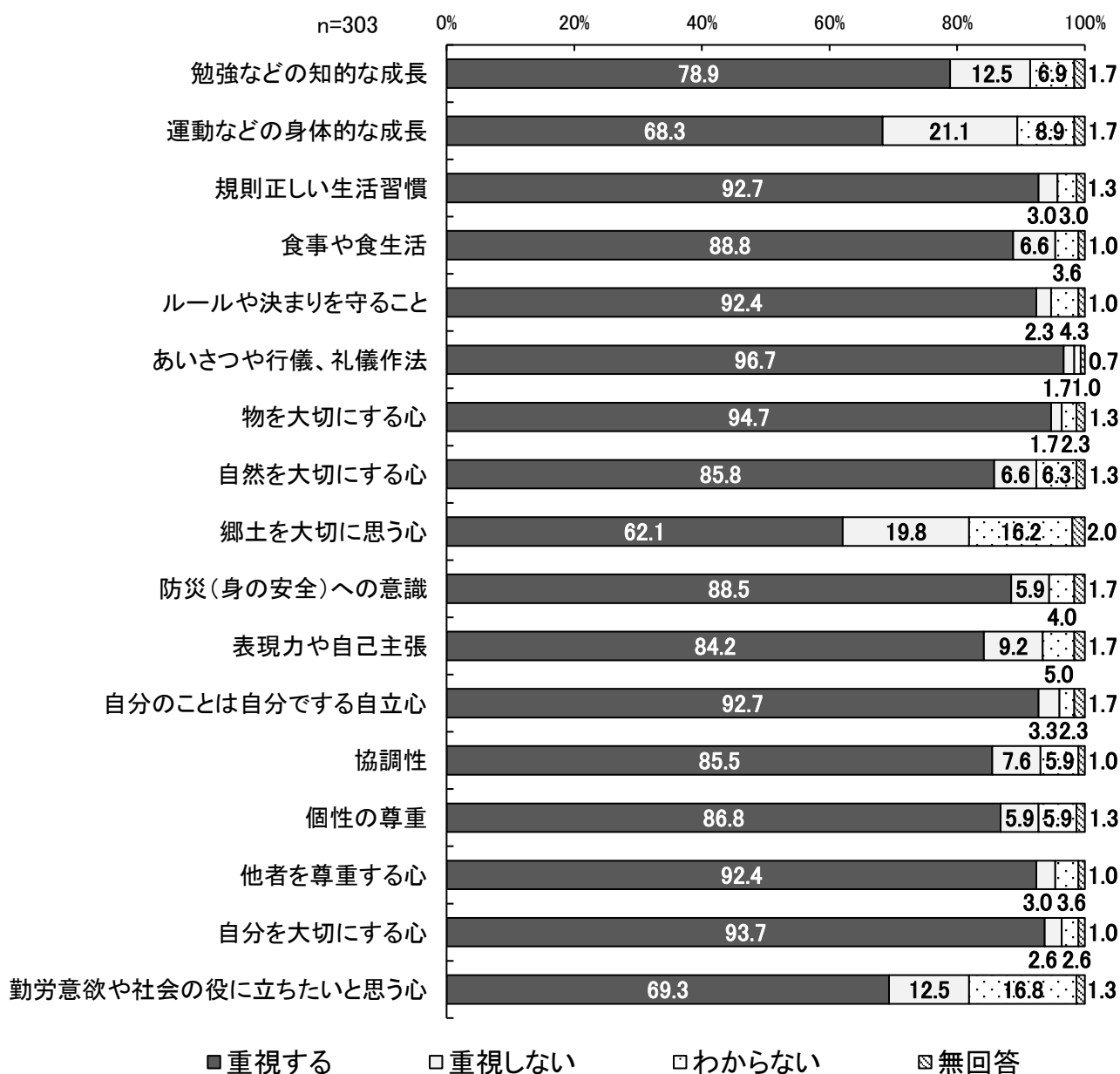
一方、町民や保護者が小・中学校の教育に対して協力したいこと・できることは、前述のとおり、上位から「行事などの手伝い」76.4%、「登下校の見守り・声かけ」34.4%、「花壇やグラウンド整備など」24.1%となっています。

(6) 家庭教育で重視していることについて

問 【保護者】

家庭教育で、次のことがらを重視していますか。

(それぞれ、あてはまるもの1つに○)



家庭教育で重視していることは、上位から「あいさつや行儀、礼儀作法」96.7%、「物を大切にする心」94.7%、「自分を大切にする心」93.7%となっています。

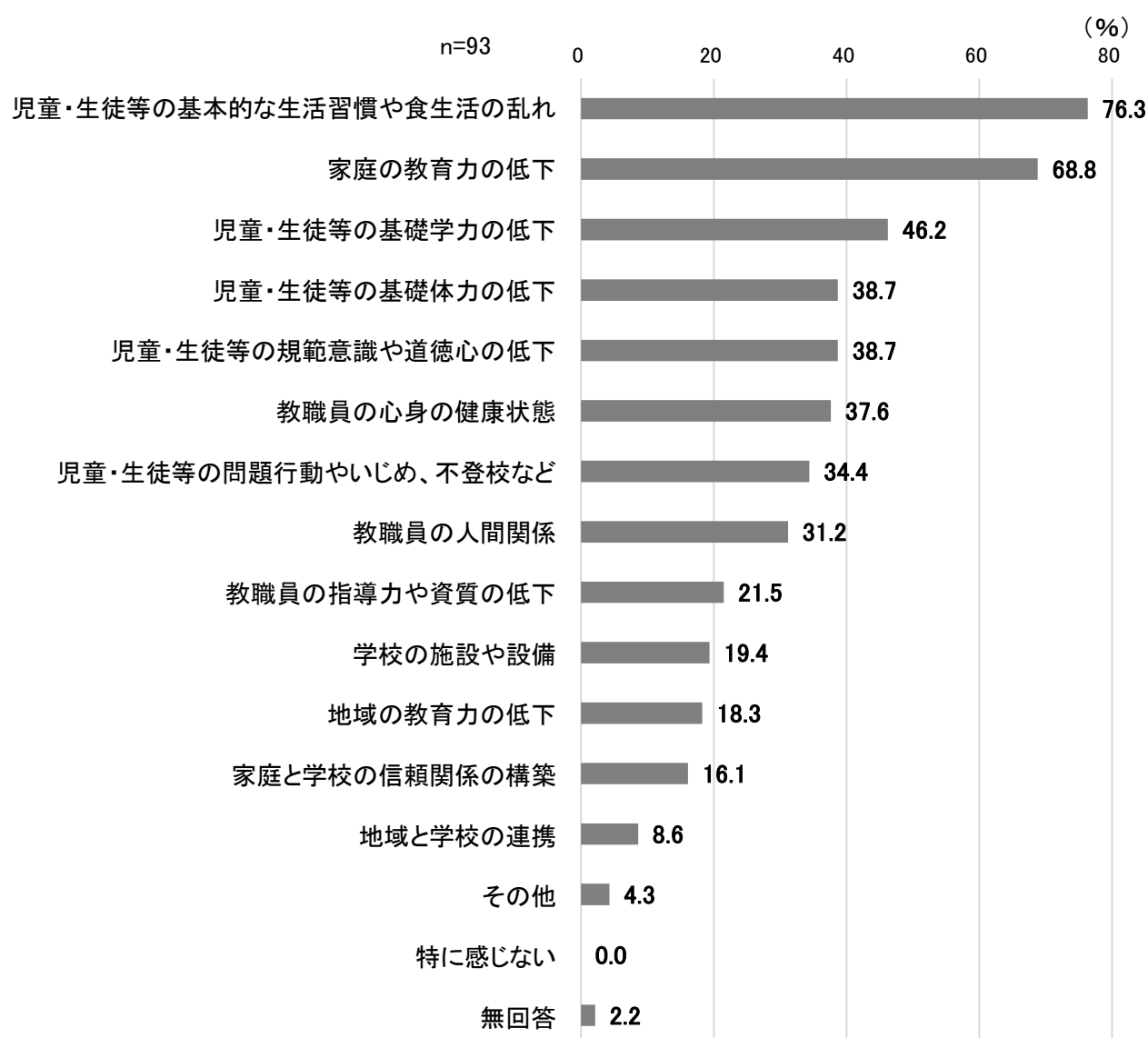
一方で、重視していないことは、「運動などの身体的な成長」が21.1%と最も高く、次いで「郷土を大切に思う心」19.8%、「勉強などの知的な成長」及び「勤労意欲や社会の役に立ちたいと思う心」12.5%となっています。

(7) 職務の課題について

問 【教職員】

日々の職務で課題だと感じることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



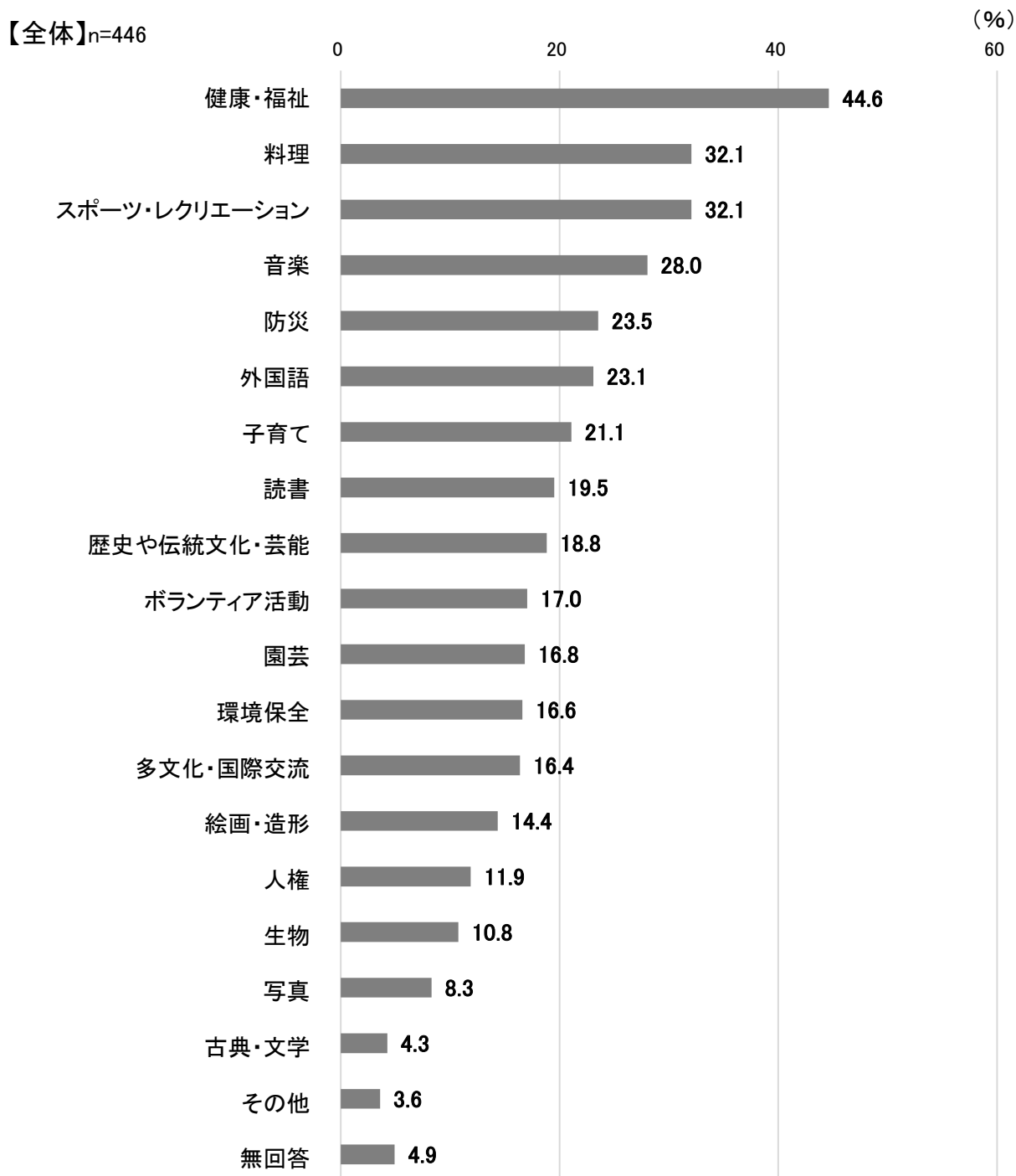
日々の職務で課題だと感じることは、上位から「児童・生徒等の基本的な生活習慣や食生活の乱れ」76.3%、「家庭の教育力の低下」68.8%、「児童・生徒等の基礎学力の低下」46.2%となっています。

(8) 関心のある学習活動の分野について

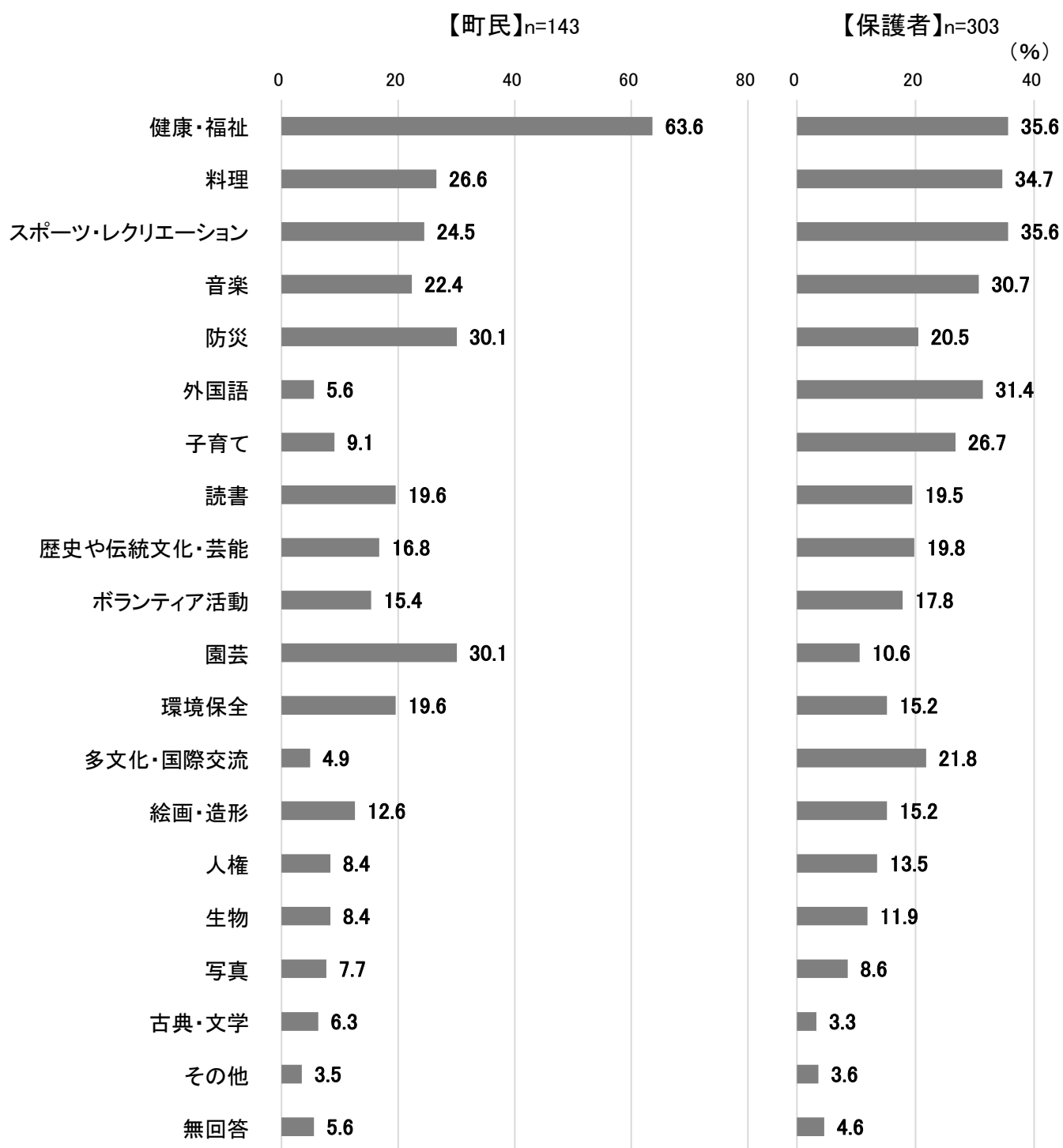
問 【町民】【保護者】

あなたが関心のある学習活動の分野は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



関心のある学習活動の分野について、全体では、上位から「健康・福祉」44.6%、「料理」及び「スポーツ・レクリエーション」32.1%、「音楽」28.0%、「防災」23.5%、「外国語」23.1%となっています。



関心のある学習活動の分野について、町民・保護者別にみると、町民は、「健康・福祉」が63.6%と他を大きく上回り、次いで「防災」及び「園芸」30.1%、「料理」26.6%、「スポーツ・レクリエーション」24.5%となっています。

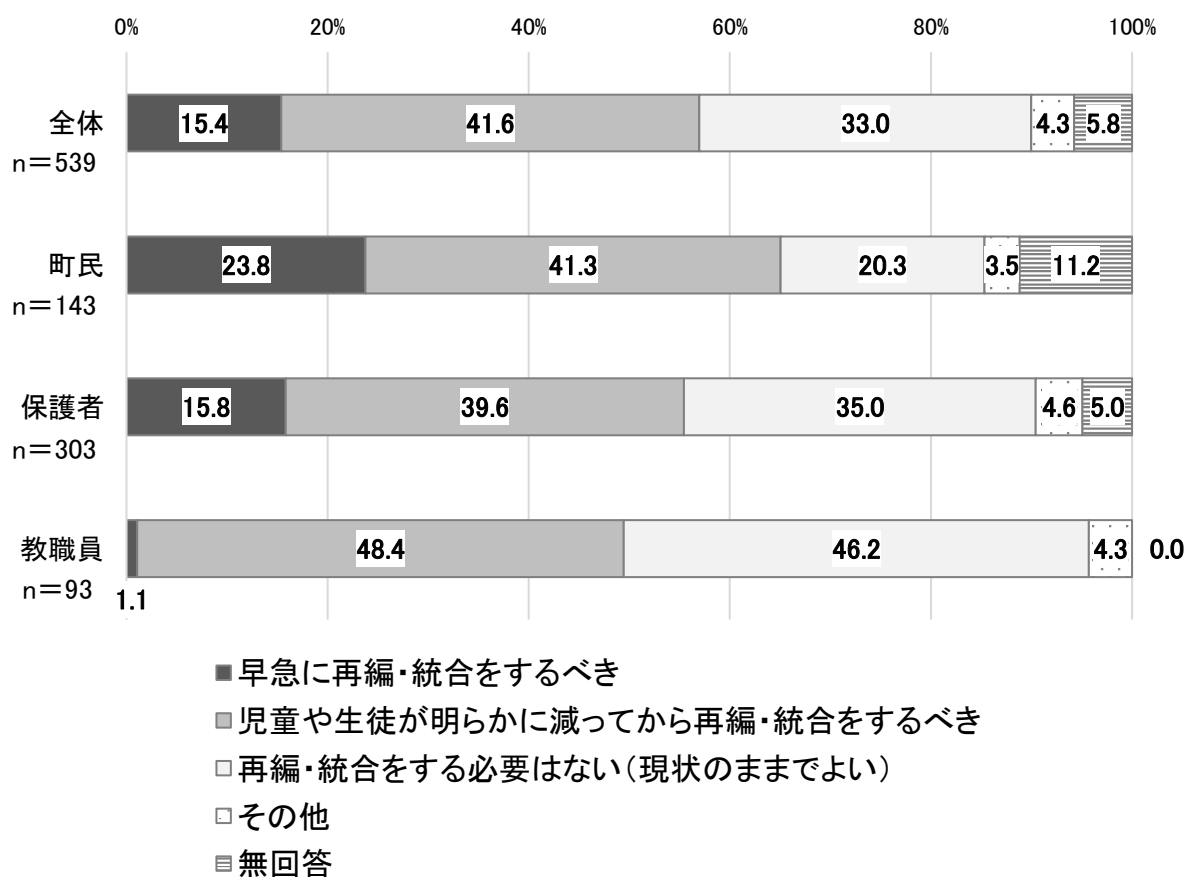
保護者は、上位から「健康・福祉」及び「スポーツ・レクリエーション」35.6%、「料理」34.7%、「外国語」31.4%、「音楽」30.7%となっています。

(9) 小・中学校の再編・統合について

問 【町民】【保護者】【教職員】

町内の小・中学校の再編・統合について、どのように考えますか。

(1つに○)



小・中学校の再編・統合について、全体では、上位から「児童や生徒が明らかに減ってから再編・統合をするべき」41.6%、「再編・統合をする必要はない(現状のままでよい)」33.0%、「早急に再編・統合をするべき」15.4%となっています。

5 調査からみる現状と課題

統計調査やアンケート及びヒアリング調査を通して得られた町の教育に関する現状と課題は、以下に示すとおりです。

- すべての年齢区分での人口減少、少子高齢化の進展、1世帯当たりの平均人数の減少は、小・中学校の児童生徒数の減少にも表れ、現在の3小学校、2中学校体制になった平成23年度に比べて令和2年度の児童生徒数は44%減少し、「学校の小規模化」が急激に進んでいます。より教育効果を高めるためには、学校規模の適正化を図ることが喫緊の課題となっています。また、家庭や地域でのふれあい・交流の機会低下も懸念されます。
- ひとり親世帯や共働き夫婦の増加、核家族化が進む中、同居する家族の協力を得ながら、育児や家庭教育を行うことがより難しい状況です。
- 学校教育を通じて子どもに身に付けさせたいことは、保護者・教職員ともに「基礎的な学力」、「ルールや決まりを守る規範意識」が上位となっています。
- 学校教育で保護者が求めていることや教職員が都市部より優位と感じていることは、「英語教育」、「自然、歴史・文化を活かした体験学習」などが挙げられています。
- 学校教育に対して、住民や保護者が協力したいことと、教職員が地域に求めていることの主な共通点は「登下校の見守り・声かけ」、「行事などの手伝い」などです。
- 保護者が家庭教育で重視していることでも、教職員が学校教育で課題（「児童生徒の基本的な生活習慣や食生活の乱れ」「基礎学力の低下」）と感じているものもあります。
- 住民や保護者が関心ある生涯学習の共通分野は「健康・福祉」「料理」などです。
- 普段どのくらい運動をしているかという質問に対して、住民・保護者ともに「運動していない」という回答が最も多く、「時間がないから」というのが最たる理由です。
- 運動する人に限定して運動の頻度をみると、住民は週4日以上や週2～3日など高頻度が多く、保護者は週1日が多くなっています。住民・保護者ともに「健康・体力づくりのため」というのが、運動をする最たる理由です。
- 住民のスポーツや健康づくりを推進するには「行事や催しの充実」「施設や設備の充実」が効果的と考える住民や保護者が多いです。
- 町の公立小中学校トイレの洋式化率は、徳島県内で最低です。（令和2年9月時点で43.7%）
- 町内の中学生の70～80%は海部高校に入学していますが、工業系を希望する生徒などは町外に進学しています。
- 生涯学習については、参加者の高齢化が懸念されます。婦人会や文化協会、公民館活動も、後継者がいないという声が多く聞かれます。文化祭も50代以上の方は熱心ですが、若い世代の参加が少ない状況です。
- 防災については、自主防災組織の高齢化が課題で、活動自体が難しくなっているところもあります。

6 前期計画の進捗状況

(1) 前期計画の体系

基本方針1 社会全体で子どもたちを育てる地域協働体構築の推進	
推進施策①	コミュニティ・スクールの設置と推進
②	3館協働（文化館・博物館・図書館）による地域力の向上
③	スポーツ少年団、社会体育それぞれの連携の推進
④	家庭の教育力の充実
基本方針2 主体的に学び合う、たくましく生きる力を育てる学校教育の充実	
推進施策①	主体的に学び合う授業の展開に努め、たくましく生きるための確かな学力の向上
②	3館協働による連携した活動や社会教育と学校教育の連携による地域力活用の推進
③	小規模化やグローバル化にともない、各学校の特色を生かした教育、幼・小・中・（高）の縦・横の連携を生かしての交流学习によるグローバル化の推進
④	特別支援教育を指導方法の根底に据え、教師の資質の向上
⑤	子どもたちが心身ともに豊かでたくましく育つ保健・体育指導の充実
⑥	主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育む防災教育の徹底
基本方針3 生涯にわたり楽しめる、生涯学習・生涯スポーツの振興	
推進施策①	3館協働を中心とした生涯学習の推進
②	生涯学習・生涯スポーツに対する環境の充実
③	子どもから高齢者まで、気軽に参加でき、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる体制の充実
④	社会教育と学校教育との連携の推進
基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育の推進	
推進施策①	社会教育全体を通して、人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進
②	学習者の自己教育活動、意識変革に繋げる指導者の拡充
③	学校教育を通して、知的理解だけではない態度化・行動化に現われる人権意識の育成
④	人権尊重を基盤とする学習環境の整備
⑤	指導内容や方法についての工夫・改善を図ることができる指導者の資質の向上
基本方針5 郷土の遺産である文化財の保存と活用の推進	
推進施策①	文化財を魅力的にわかりやすく、まちづくりや地域の活性化にいかしていくための効果的な活用内容の整備
②	多くの住民が、とくに子どもたちが郷土の良さに対する理解を深め、継承・発展に繋げるふるさと学習の推進
③	文化財に主体的に関わり、身近に感じ、魅力を広げる活動の推進
④	様々な文化的な要素を持つ各施設や各文化財との連携
⑤	魅力をより理解するための新たな研究の推進
基本方針6 社会の変化に対応する教育の推進	
推進施策①	ICT環境の整備を進め、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進
②	小学校の外国語活動・英語科から中学校英語科の連携を中心とした英語教育全体の抜本的な充実、強化
③	学校の教育活動全体を通じて行う「働く」ことへの関心・意欲を高めるためのキャリア教育の推進
④	年々加速する環境問題に関心を持ち、課題解決に向けた環境教育の推進
⑤	今後の社会の変化を見据え、それに対応する教育が展開できる教員の資質の向上

(2) 前期計画の進捗状況・評価

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、平成30年度に町内すべての小・中学校に設置されました。学校と保護者及び地域住民が学校運営や子どもたちの状況について情報共有し、地域の教育力を生かした学校づくりが展開できています。
- 3館（文化館や博物館、図書館）の運営は、それぞれが創意工夫した取組を行い、地域力の向上に寄与しています。一方で、文化館や博物館等が集まる阿波海南文化村は全体が老朽化し、施設の維持管理が今後の課題となっています。また、文化村は、令和2年度に営業運行を予定しているDMV（デュアル・モード・ビークル（線路と道路の両方を走ることのできる乗り物））の発着駅となります。
 - 【文化館】映画会や文化村祭り、文化協会祭、公民館大会等を開催しています。
 - 【博物館】企画展や講演会、県立博物館との共催行事等を開催しています。
 - 【図書館】町内2つの図書館では、図書の貸出だけでなく、ブックスタートなどの読書推進事業や各種学習会等を実施しています。住民1人あたりの貸出冊数が徳島県内1位が続いています。
- 学校教育については、グローバル教育（英語教育）が充実しています。ALT（外国語指導助手）の設置・増員に注力して就学前の幼児期から英語に慣れ親しむ機会をつくり、小・中学校ではPOP English（放課後英語教室）や海陽版CEFR（語学力を測る指標）、イングリッシュキャンプ等の実施、英語検定への補助などの取組を通して、中学校卒業時には英語で簡単な日常会話が話せる子どもの育成をめざしています。
- 海部郡内唯一の高校である海部高校の支援に取り組んでいます。通信衛星講座や海外短期留学、部活動の遠征・強化等への助成補助を通して高校の魅力を高め、町内だけでなく県内外からの入学生も増加し、高校の存続・地域活力の創出に寄与しています。
- 町内2つの中学校では、部活動バスを活用して部活動の運営体制を維持充実しています。生徒が町外に出なくても、地元の学校で部活動の選択肢を広げることができます。
- GIGAスクール構想に基づく児童生徒への1人1台端末整備は、令和2年度完了見通しです。Wi-Fi環境も整備され、ICTを活用した遠隔システムによる他校との交流なども検証しています。取組をより推進するべく、ICT指導員を配置する予定です。
- 人権教育については、講演会や映画会等を開催し、人権尊重の意識を高めています。特に、町内約30会場で実施する分館巡回人権学習会は、地域住民が交流を通して相互理解を深める機会となっています。
- 総合型地域スポーツクラブはスポーツ教室やトレーニングジムの運営などを通して、地域住民の健康志向に応えています。自己財源やスタッフの確保、他団体との連携が課題です。
- 文化財は、定期的に有識者から意見・提言を得て、維持管理しています。平成30年度には、県と連携して大里古墳の整備事業に取り組みました。効果的な活用が課題です。
- 防災教育は、学校教育において実施しています。防災訓練の実施や防災マニュアルの見直しにより、児童生徒や教職員の防災意識も高まっています。今後は実践的な訓練が求められ、地域住民や関係機関との連携が重要になります。

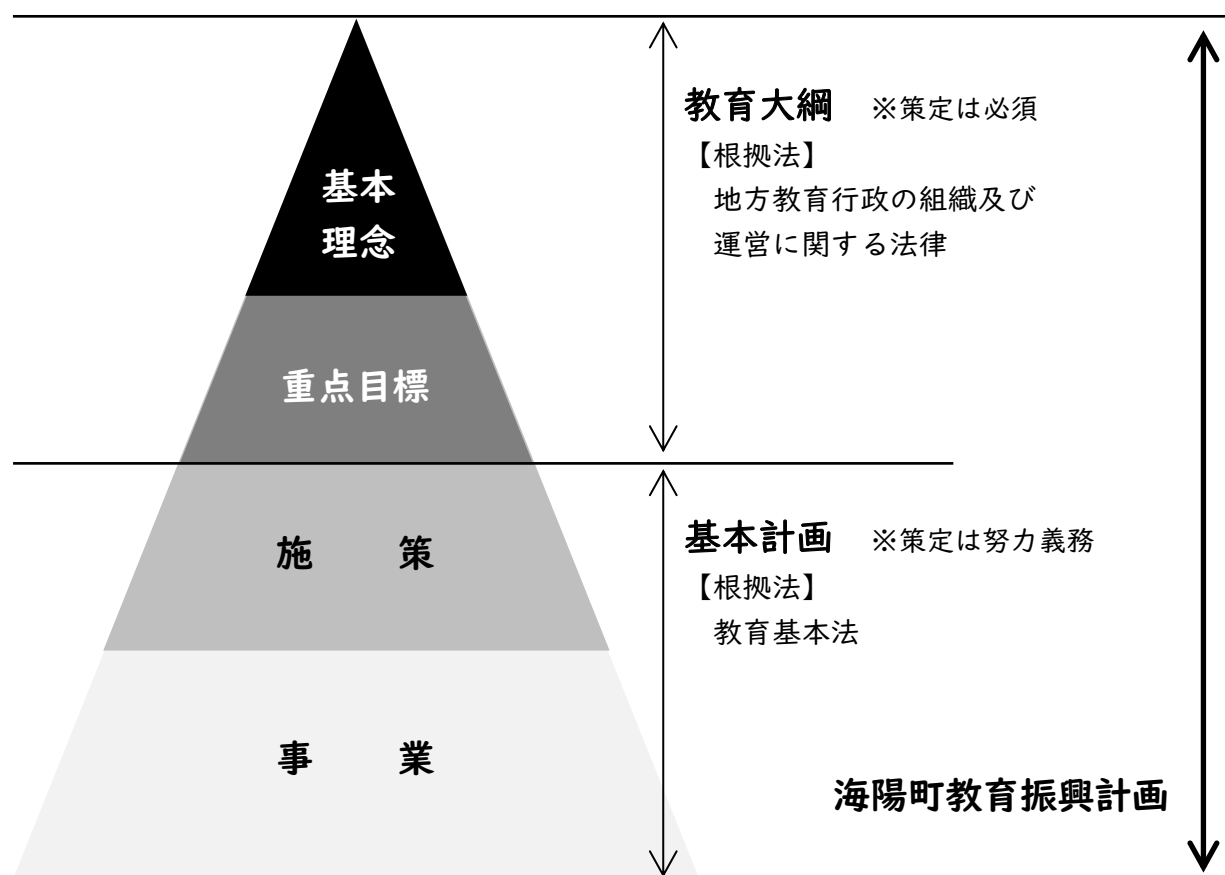
第3章 海陽町教育大綱

Ⅰ 教育大綱の位置付け

当計画では、「基本理念」と「重点目標」により、町の教育のめざすべき方向性を定めています。そして、教育を6つの分野（学校教育、生涯学習、防災教育、人権教育、文化・スポーツの振興、教育基盤の整備）に分類し、分野ごとに「施策」、施策を実現させるための具体的な取組である「事業」を示しています。

教育大綱は、総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、「基本理念」と「重点目標」で構成します。

一方、基本計画は、「施策」と「事業」から成る“大綱のアクションプラン”と位置づけます。



※教育振興計画を定める場合、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができます。首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、教育振興計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、大綱を別途策定する必要はありません。（文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」から引用）
よって、海陽町では、教育大綱と基本計画を合わせて教育振興計画とします。

2 基本理念

1 これからの未来を創造し、たくましく生き抜く人財の育成

超スマート社会(Society 5.0)の到来が予想される変化の激しい時代を迎える中で、自らの夢を持ち、ICT環境と幼児期から高校までの一貫した教育の中で、グローバルにローカルに人とのコミュニケーションを深めながら、様々な観点から物事を見る発想力を鍛え、強い精神力を持って未来を創造できる人を育みます。

2 知・徳・体を総合的に備え、社会にグローバルに活躍できる人財の育成

変化の激しい時代を迎える中、自らの力で豊かな人生を拓いていけるよう、知・徳・体のバランスのとれた未来に生きる力を育む教育の質の向上を図りながら、主体的、能動的な姿勢で、深い学びを実現させ、思考力、判断力、表現力、そして未来を切り開く発想力など、新たな時代に求められる資質や能力を発揮する人財を育成します。

3 ふるさとを愛し海陽の文化をつなげる担い手人財の育成

人生100年時代あらゆる住民一人一人が生涯にわたって自己実現をめざし、生きがいをもって、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ICTを活用して海陽町にいても多様な学習機会を創出できる環境づくりを進めるとともに、それぞれが身につけた知識や技能の意味をより深く理解し、継承していく仕組みをつくり、地域の宝を担い発信していく人財を育成します。

3 重点目標

海陽町の教育がめざす人づくり・まちづくりの実現に向けては、これまで取り組んできた教育の良い所は継承しながら、次の5つを重点目標に据えて、教育施策を展開する基本姿勢とします。田舎でも学びを止めることなく、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、都会に負けない教育環境をつくります。

1 人口減少に揺るがない教育環境づくり

人口減少や少子化の影響で、世帯規模が小さく、学校規模も小さくなっていく中、子どもたちが未来ではばたくために「知・徳・体」の3つをバランスよく身に付け、実社会で他者とのかかわる中で応用できるような主体的・能動的な姿勢での行動が求められており、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付け、たくましく生きる人の育成をめざします。

技術革新や価値創造の源となる知を発見・創造する人財、技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人財、A Iやデータの力を最大限活用しながら様々な分野に展開できる人財の育成をめざします。

海部高校魅力化事業の取り組みにより、県外からの入学者が増え、I C T環境を活用したオンライン授業の推進と合わせ、より開かれたコミュニケーションの場が創出される中で、未来に通用する教育を幼児期から高校まで一貫して行い、町外に出なくても時代に対応できる資質や能力を身に付けられる教育環境を構築し、地理的条件に負けず、全ての子どもたちが共通のスタートラインに立つことができる教育をめざします。

2 教育資源の活用とグローバル・ローカル視点の先端教育の推進

英語教育の環境を整え、実践的な英会話の素養を身に付けることで、機械の翻訳では解らない様々な観点から物事を見る発想力を鍛えます。I C T環境の整備が整いつつある中、それをきっちりと活用すれば、遠隔地にいてもネイティブと繋がるハンズオン授業を受ける事ができます。

グローバルな視点で、誰もが学び、既成概念や前例にとらわれずに進取の精神で臨む先進性のある教育を推進します。

また、グローバル視点での教育の取り組みによって培った能力を加えて、本町の文化、風土、産業等を学び、新たな視点で世の中を見ることのできるグローバル人財育成をめざします。

3 学校の教育力向上に向けた環境づくり

海陽町の学校の特色の一つとして幼児期から高校まで学校間で連携がしっかりと図られていることが挙げられ、就学前から学齢期のすべての子どもの教育を担っています。

教職員の研修プログラムや研究活動の充実に取り組み、よりよい授業が行えるよう教職員の指導力の向上をめざし、そのために必要となる時間の確保と有効な活用ができるよう、最新技術を活用したシステムの導入や外部の専門家を積極的に登用するなど教職員の負担軽減に努め、健康管理や働き方改革につなげていきます。

子どもの教育は学校だけではありません。英語教育、防災教育、郷土学習、キャリア教育など特色ある教育課程の実施は、地域・家庭と連携し、教育欲の向上を図り、ひいては、地域・家庭との連携を強化することや、社会全体での教育の推進にもつながります。

子どもの教育は学校だけではありません。地域の方々を巻き込み、地域社会全体で教育を推進し、教職員の負担軽減につながる環境づくりが大切です。地域・家庭と連携を強化し、地域全体で教育欲の向上を図ります。

4 安全安心な環境と子どもたちの学びのために再編統合を検討

現在、海陽町では児童生徒一人にかかる教育予算は都市部の自治体と比べても高いものであり、多様化する社会に対応するため中学校の部活動バスや各学校が交流する土曜学習など、少子化が進む中でも教育の機会を減らさず少しでも選択肢を増やし、やる気のある子どもの芽を摘まないことに重点を置いて取り組んできました。

しかしながら、人口減少が著しく進み、行政の財源もひっ迫する中で、今後は学校の再編統合も視野に入れ、効率性を高めつつ、一人当たりにかかる教育予算を維持しながら教育の機会均等も担保していかなければなりません。

そこで、学校の再編統合に向けての検討委員会を立ち上げ、教育の観点から、また財政の観点から、そしてまちづくりの観点から今後の学校の在り方について検討を重ねていく予定です。安全・安心な学校環境を確保するために、そして未来にはばたく子どもたちの学びを止めないために、保護者や住民の意見も入れつつ、よりよい方向を模索していきます。

平成30年（2018）年12月、中央教育審議会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が答申されました。人口減少時代を迎え、「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりを強化し、開かれ、つながる社会教育の実現が示され、その中で社会教育施設には、これまでの学習拠点だけでなく、地域コミュニティの維持・発展の推進や、住民ニーズに対応できる情報拠点など、様々な役割を持たせていくことが重要となります。

人生100年時代“いつでも”“どこでも”年代を問わず、自由に機会を選択して学習できる生涯学習社会の実現のために、阿波海南文化村をはじめとする社会教育施設をより充実して、加速度的に進む技術革新の恩恵を最大限に活用することで地方でも先端の講習が受けられる環境整備を進め、住み慣れた場所で、生涯を通して、全ての人の可能性とチャンスを最大化する生涯学習をめざします。

また、ボランティアをはじめとした地域人財の参画、さらには、DMV（デュアル・モード・ビークル）の導入等、教育の枠を超えた他の分野との連携も図りながら、特定の人だけでなく様々な人が海陽町の文化や歴史にふれる機会を増やすことで、多面的な視点での生涯学習の推進につなげていきます。

今後は地域社会と家庭、そして学校が連携をとりながら、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造し、人間の可能性を最大化することを幼児期から高齢期までの生涯にわたる教育の一貫した理念として、一人一人の挑戦と飛躍へのチャンスをつかむことができる生涯学習の推進に努め、ここにおいても学びを止めない環境づくりを推進します。

第4章 海陽町教育振興基本計画

Ⅰ 施策体系

基本理念	1 これからの未来を創造し、たくましく生き抜く人財の育成 2 知・徳・体を総合的に備え、社会にグローバルに活躍できる人財の育成 3 ふるさとを愛し海陽の文化をつなげる担い手人財の育成	
重点目標	1 人口減少に揺るがない教育環境づくり 2 教育資源の活用とグローバル・ローカル視点の先端教育の推進 3 学校の教育力向上に向けた環境づくり 4 安全安心な環境と子どもたちの学びのために再編統合を検討 5 生涯を通して、全ての人の可能性とチャンスを最大化する学習の推進	
方針と施策		
分野	方針	施策
学校教育	1 就学前から学齢期の一貫した教育の推進	1 幼・小・中・高の縦・横の連携を生かしての交流学习の推進
	2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実	1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成
		2 グローバル視点の先端教育の推進
	3 地域と共創する教育力の向上	1 コミュニティ・スクールを核とした教育力の向上 2 豊かな心と体の育成
生涯学習	4 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実	1 生涯学習の振興 2 3館協働による連携した活動や社会教育と学校教育の連携による地域力活用の推進
防災教育	5 地域ぐるみで生き抜く力をつける	1 主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育む防災教育の徹底
人権教育	6 人権教育の推進	1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進
文化・スポーツの振興	7 文化振興	1 文化財に主体的に関わり、身近に感じ、魅力を広げる活動の推進
	8 スポーツ振興	1 生涯スポーツ環境の充実
教育基盤の整備	9 学校指導体制の充実と指導の質の向上	1 新学習指導要領などの指導体制の再構築と働き方改革に伴う質の向上
		2 学校経営の充実
		3 教育機会の確保

2 各施策と関連するSDGsの目標

学校教育

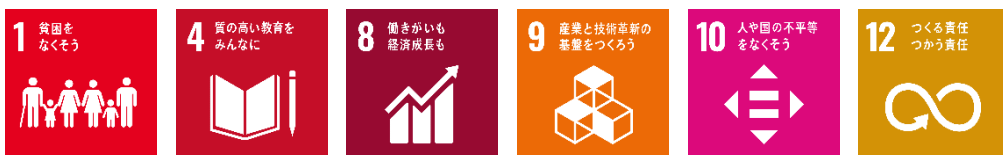
方針1 就学前から学齢期の一貫した教育の推進

施策1 幼・小・中・高の縦・横の連携を生かしての交流学习の推進

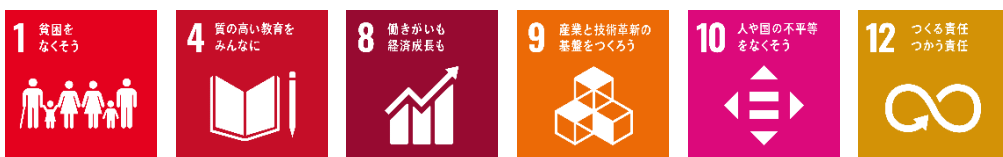


方針2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

施策1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成



施策2 グローバル視点の先端教育の推進



方針3 地域と共創する教育力の向上

施策1 コミュニティ・スクールを核とした教育力の向上



施策2 豊かな心と体の育成



生涯学習

方針4 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実

施策1 生涯学習の振興



施策2 3館協働による連携した活動や社会教育と学校教育の連携による地域力活用の推進



防災教育

方針5 地域ぐるみで生き抜く力をつける

施策1 主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育む防災教育の徹底



人権教育

方針6 人権教育の推進

施策1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進



文化・スポーツの振興

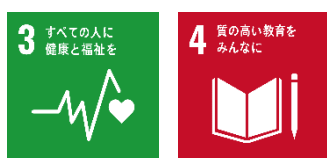
方針7 文化振興

施策1 文化財に主体的に関わり、身近に感じ、魅力を広げる活動の推進



方針8 スポーツ振興

施策1 生涯スポーツ環境の充実



教育基盤の整備

方針9 学校指導体制の充実と指導の質の向上

施策1 新学習指導要領などの指導体制の再構築と働き方改革に伴う質の向上



施策2 学校経営の充実



施策3 教育機会の確保



3 施策の展開

学校教育

■方針Ⅰ 就学前から学齢期の一貫した教育の推進

小規模化する学校を維持させ、かつ教育の質を保障する海陽モデルの幼・小・中・高一貫教育を推進します。小・中学校9年間を一貫した系統性や連続性を重視した教育活動を推進し、海部高校の地元高校魅力化推進を継続させ、海陽町全体の学校運営の工夫や改善を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

施策Ⅰ 幼・小・中・高の縦・横の連携を生かしての交流学习の推進

教員や保護者などが、幼児期、義務教育段階、義務教育修了後という子ども一人一人の学び・育ちのつながりをこれまで以上に意識し、各学校種が相互に連携・協力した学びの連続性がある教育活動を展開します。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
幼児教育の充実	園児や保護者に対して質の高い教育を提供するために、育ちの連続性を踏まえて保・幼・小・中の職員が合同研修を行い、連携強化を図ります。	
町内園・校長会の開催	教育委員会と学校現場が互いに共通認識・共通理解を深め、町の教育の充実を図るため、幼稚園と小中学校、そして海部高校の校長による情報交換会を開催します。	
中学校部活動運営（合同体制）の充実	中学生の部活動の選択肢を広げ、有意義な中学校生活につなげるため、部活動バスを活用した部員の送迎に取り組み、部活動の運営（合同体制）の充実を図ります。	
地元高校魅力化推進補助	地元の海部高校に対して、学力や文化教養の向上、スポーツの振興等にかかる助成を行い、生徒の維持や高校の存続に努めます。 【成果目標】入学者数（年間100人）	
スクールバス運営	園児・児童の登下校や校外活動にスクールバスを運行して、遠距離通学児童の利便性や安心・安全な通学を推進します。	
成人式	新成人の人生の節目を祝い、将来の地域の担い手として大きく前進することを願って実施します。 【成果目標】式典参加率90%	

【注】各事業が町の他の計画にも関連する場合は、その計画名を関連計画の欄にロゴで示しています。



：まち・ひと・しごと創生総合戦略



：障がい者計画



：子ども・子育て支援事業計画



：けんこう海陽21

■方針2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

将来を担う子どもたちが、変化が激しく予測困難な時代の中で、自らの手で豊かな人生を拓いていけるよう、教育の質の向上を図りながら、主体的・能動的で深い学びを実現させ、思考力、判断力、表現力等、新たな時代に求められる資質や能力を育成します。

社会や地域が求める職業体験等のキャリア教育を充実させ、グローバル化に対応する教育を推進します。

施策1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成

基本的な学習習慣や生活習慣を身に付け、確かな学力の定着を図ることにより、自ら学び、考え、行動する力を育てるキャリア教育に取り組みます。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
学力向上推進	学校において習熟度別学習や個別指導など指導形態を工夫したり、家庭学習への働きかけを通して、児童生徒の確かな学力の向上と定着を推進します。	
学校図書館の充実	各小中学校の図書を充実させることで、児童生徒が本に親しむ機会をつくります。授業の中で調べ学習をとり入れたり、校内や家庭で読書時間を設けるなど、本に触れる環境づくりに努めます。また、学校と図書館が連携して、子どもの読書活動の推進を図ります。	
キャリア教育の推進	子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら自分らしく生きる力を身につけるために、小・中・高の連携したキャリア教育を推進します。	
家庭教育の充実（新規）	家庭はすべての教育の出発点という視点にたち、家庭の教育力向上とその充実を図るため、各種情報の提供や相談支援など家庭教育の支援に努めます。	

施策2 グローバル視点の先端教育の推進

英語教育を通して、言語・文化や価値の多様性を受け止め、英語を用いてコミュニケーションを行うことができる児童生徒の育成を図ります。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
グローバル教育の推進	POP English（放課後英語教室）や海陽版C E F R（語学力を測る指標）、イングリッシュキャンプ等を展開することで児童生徒の「使える英語」の力を伸ばし、グローバル化に対応できる人財の育成を図ります。 【成果目標】中3でのC E F R（A I以上）70％（現状43％）	創子
I C T教育の推進	タブレット端末や遠隔授業システム、学校校務支援システムなどのI C T環境の整備を進めて、児童生徒の情報活用能力の育成や教職員の働き方改革の推進を図ります。 【成果目標】A I教材活用年間時間数（年間）70時間	創子
子どもあゆみ事業活用	小学生対象の英語教育にかかる職員配置など、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を推進します。	
英語検定補助	英語検定の検定料の補助を通して、児童生徒の受験率や英語力の向上と学習意欲の促進を図ります。 【成果目標】中3での英検3級取得率65％（現状33％）	創
A L T派遣事業	小中学校の英語授業や町の英語事業を充実させるためA L Tを増員し、英語に触れることのできる環境づくりを推進します。	創子



POP English



遠隔授業

■方針3 地域と共創する教育力の向上

学校から情報発信を積極的に行い、地域住民と学校の教育活動に対する理解を促進し、地域と連携したコミュニティ・スクールの充実を図り、推進します。

施策1 コミュニティ・スクールを核とした教育力の向上

学校と地域とが目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともに歩む学校」となることをめざして、コミュニティ・スクールの充実を図ることで、将来の海陽町を担う人財の育成や学校を核とした地域づくりを推進します。地域と学校の協働活動により、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を維持し、地域住民が学校の教育活動を通して絆を形成し、コミュニティへの参画や学校課題及び地域課題の解決を図っていきえるようにします。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
学校活性化協議会	各小中学校の運営上の諸課題や海部高校の魅力化推進、土曜学習の在り方等について様々な角度から意見交換して、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図ります。	
コミュニティ・スクールの充実・推進	保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度を導入し、地域の力を学校運営や児童生徒の育成に活かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	
土曜学習の推進	学校、家庭、地域社会が連携し、様々な体験活動を行うことで、児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。	子
放課後子ども教室の運営	放課後に児童を一時的に預かり、保護者に代わって地域住民である指導員が見守り役をすることで、児童の安全・安心な居場所の提供を推進します。 【成果目標】登録児童数（年間）200名以上	子



土曜学習



放課後子ども教室

施策 2 豊かな心と体の育成

子どもたちの思いやりの心など豊かな心を育てるため、体験活動の充実やインクルーシブ教育の推進を図るとともに、いじめや不登校の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、心身ともに健やかに成長できるよう、食生活の確立や生活習慣、運動習慣の確立などにより、健康の保持増進、体力向上を図ります。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
インクルーシブ教育の推進 (新規)	共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらずすべての児童生徒ができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことができるよう、支援体制の整備などに努めます。	福
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用	児童生徒や保護者、教員の悩み（いじめや不登校、虐待等）の相談を受け付けて解決・改善を図るため、県事業であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用します。	子
人権教育の推進	人権尊重の精神の寛容を図り、人権が共存する社会を築くため、学校・家庭・地域・関係機関等と連携して、時代の変化に応じた人権教育・啓発活動を推進します。	福
食育の推進	様々な学習や体験活動を通して、食に関する関心や理解を高め、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。	子 健
学校給食の充実 (地産・地消、給食センター運営)	児童生徒が地域への愛着や農業への興味・理解を深め、食に対する正しい考え方を身につけるために、安全・安心な地場産物を活用した給食の提供を推進します。	
いじめ・不登校防止	県事業であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの他に、町雇用の臨床心理士を配置することで相談体制を充実させ、多様化するいじめや不登校問題の予防に努めます。	子
定期補導活動	防犯パトロールなどの計画的な実施を通して、学校や関係機関との連携を深め、青少年の非行防止と健全育成を推進します。	子
青少年健全育成活動の推進	定期的に児童生徒の情報を共有したり、様々な奉仕・体験活動を行うことで、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進します。	子
学校教育における福祉教育の充実	児童生徒が高齢者や障がい者等に対する理解を深め、これからの福祉のまちづくりについて考え、担っていけるよう、福祉教育を推進します。また、ボランティア教育に取り組み、ボランティア活動への関心の向上や理解の促進を図ります。	福
児童生徒の生活習慣の改善	保健事業による検診や生活習慣に関する指導等が、学校との連携のもと推進されるよう努めます。	健

生涯学習

■方針４ 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実

誰もが生涯にわたり、自主的、主体的に学びを続けていくことのできる学習環境の充実と地域課題の解決に向けた学習機会を提供します。多様なニーズに対応するため、民間団体などと連携、協働した学習活動の展開により、自己実現と社会参加を促し、人づくり、地域づくりに努めます。

施策Ⅰ 生涯学習の振興

楽しみながら学ぶ機会を提供することにより、若者や子育て世代から高齢者まで多様な世代が集い、学び始めるきっかけづくりを進めます。知識・スキルの習得に資する多様で質の高い学習機会を提供します。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
生涯教育の振興と充実	子どもや成人、高齢者や障がい者等、地域住民の興味・関心に応じた各種多様な教室の開催や普及啓発を通して、学習・学びの機会を提供し、生涯教育の振興と充実を図ります。 【成果目標】３講座増	福 健
公民館活動	地域活動の拠点である公民館を中心に、学校などの関係機関や団体等と連携して地域住民が交流・親睦を深める活動を展開することで、地域の連帯感の醸成を図ります。 【成果目標】行事参加率１０％増	
社会教育施設の充実（公民館・体育施設も含む）	阿波海南文化村や公民館、体育施設等といった社会教育施設の維持管理や利用促進に努め、地域住民の自主的な社会教育活動の推進・充実を図ります。	子
地域づくりに取り組む人財や団体の育成（新規）	地域住民が主体となって生涯学習を継続的に推進することができるよう、人財や団体の育成に努めます。	
グローバルな人財の育成（ＡＬＴの活躍）（新規）	グローバルな人財を育成するため、ＡＬＴの発想や技能を活用し、語学力だけでなく積極性やコミュニケーション能力、異文化に対する理解等を高めた適応力のある人財の育成を図ります。	創 子
地域における福祉教育の充実	高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活に対する正しい理解と認識を深めるための研修や啓発を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。	福
挨拶や声掛けによる教育の充実	住民同士の挨拶や声掛けを通して、町の子どもたちを「地域の子ども」として見守ったり、町の活力や福祉を増進するなど、地域ぐるみで家庭教育や学校教育、社会教育の充実を図ります。	

施策 2

3 館協働による連携した活動や社会教育と学校教育の連携による地域力活用の推進

住民の学習拠点となる施設（文化館・博物館・図書館等）の整備を進め、多様な生涯学習事業の用途に対応し、各種施策の展開ができるように配慮するとともに、地域と学校の連携による地域力を高める教育を提供します。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
海陽町文化協会	芸能大会などの文化祭行事や会員の作品展示、文化施設の視察研修を実施することで、会員同士の交流を深めるとともに、地域の芸術文化の発展に努めます。	子
文化館の運営の充実	教育文化活動や芸術の向上・発展を目的に、文化館のホールや会議室等を利用して地域住民が広く参加できるイベントを開催し、生涯学習の推進を図ります。	
博物館の運営の充実	町の特色ある歴史・文化を活かした企画展やセミナー、講演会等の企画・運営を通して、郷土の歴史・文化等の普及啓発を図ります。 【成果目標】博物館利用者数（年間）3,000人 イベント回数（年間）15回	創
図書館の運営の充実	図書や資料等を収集・整理・保存するとともに、館内展示や各種イベント、移動図書館車の活用等、図書に触れる機会を企画・運営することで、子どもから高齢者にいたる地域住民の読書活動や情報提供を推進します。また、読書バリアフリー法に基づき、点字図書や音声・映像ライブラリー等の充実に努めます。 【成果目標】1人あたり貸出冊数（年間）11冊以上	福
文化館自主事業	学校や地域、関係機関と連携を図り、優れた芸術・文化を鑑賞する機会を提供することで、地域住民の自主的な文化・芸術活動の推進を図ります。 【成果目標】行事回数2回増	
阿波海南文化村祭	海陽町文化協会祭と併せて開催し、町の歴史や文化遺産を活用した各種イベントを実施することで、町内外の参加者に郷土の歴史・文化等の普及啓発を図ります。 【成果目標】イベント参加率20%増	

防災教育

■方針5 地域ぐるみで生き抜く力をつける

児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識や地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図ります。

施策Ⅰ 主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育む防災教育の徹底

東日本大震災を教訓とし、防災マップづくりなどにより、防災教育の推進を図り、児童生徒教職員の災害対応力の向上を図ります。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
防災教育の推進	児童生徒が自らの身を自らで守ることができるよう、学校防災管理マニュアルを定期的に見直すとともに、継続的な防災訓練等を推進します。	
土曜学習の推進（再掲）	学校、家庭、地域社会が連携して実施する体験活動に防災学習を取り入れることで、児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。	子
子どもあゆみ事業活用	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、防災教育に関する事業を実施します。	
東日本大震災の教訓復興教育（新規）	東日本大震災を教訓に、防災教育や福祉教育、キャリア教育、ボランティア教育、道徳などを「復興」の視点で再構築し、改めて学習することで、「生き抜く力」の育成を図ります。	



防災教育



大岩慶長・宝永地震津波碑の見学

人権教育

■方針6 人権教育の推進

人生100年時代を見据え、生涯にわたり心豊かな生活が送れるよう、様々な人権学習機会の充実を図るとともに、学んだ成果を地域や社会に生かせる取組を進めます。

また、すべての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会の実現に努めます。

施策1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進

教育委員会、町長部局が一体となり、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、社会教育の視点から人権問題の解決をめざします。また、人権学習会や研修会、講演会等を開催し、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
同和教育の推進	人権問題の重要な柱でもある同和問題について、差別意識の解消・人権意識の高揚に向けた教育や普及啓発などを推進します。	
男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援（新規）	男女共同参画社会の実現に向けて、男女・外国人・高齢者・子ども・性的マイノリティ等さまざまな人権に関する問題に対し、学校・家庭・地域が一体となって、お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる社会の実現をめざす男女共同参画社会の構築を推進します。	
共生社会の実現に向けた学習活動への支援（新規）	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会の実現に向けて、ノーマライゼーションの考え方を基本に、障がいのある人もない人も互いの人権を尊重し合う教育の推進に努めます。	福



人権コンサート



人権啓発講演会

文化・スポーツの振興

■方針7 文化振興

創造力と感性を育み、夢と感動を与え、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため、芸術・文化の鑑賞、参加、創造の機会を提供し、芸術・文化水準の向上を図るための環境整備に努めます。

施策1 文化財に主体的に関わり、身近に感じ、魅力を広げる活動の推進

文化祭など芸術文化活動の発表の場と優れた芸術文化に接する機会を提供します。また、多くの町民に参加機会が提供できるよう、様々な周知活動を行います。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
博物館の運営の充実（再掲）	町の特色ある歴史・文化を活かした企画展やセミナー、講演会等の企画・運営を通して、郷土の歴史・文化等の普及啓発を図ります。 【成果目標】博物館利用者数（年間）3,000人 イベント回数（年間）15回	創
文化財保護・活用	地域住民の文化力向上や我が国文化の進歩に貢献することを目的に、審議会における諮問や環境整備などを通して、町内の文化財の保護及び活用に努めます。	
地域文化伝承の語る仕組みづくり（新規）	町に根差した地域文化の確かな伝承を図るため、オーラルヒストリー、語る会、シニアボランティアの育成などに取り組み、“語る”ことで文化を伝承する仕組みづくりを推進します。	



海部刀に関するワークショップ



海陽町文化財巡り

■方針8 スポーツ振興

町民が生涯にわたって健やかで、生き生きとした生活を送れるよう、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整えます。

施策Ⅰ 生涯スポーツ環境の充実

町民が生涯にわたって、スポーツを愛好し親しみながら心身の健康保持および増進に努めることができるよう、各種事業への支援や環境整備等を行います。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
スポーツ少年団助成	スポーツ少年団の普及と活動の活性化を図るため、活動費を助成したり、スポーツ少年団フェア（町内一斉奉仕清掃）を実施します。	
体育協会助成	海陽町体育協会に補助金を交付し各種スポーツ大会を開催することで、地域住民の健康増進を図るとともに、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進します。	子
社会教育施設の充実（再掲）	阿波海南文化村や公民館、体育施設等といった社会教育施設の維持管理や利用促進に努め、地域住民の自主的な社会教育活動の推進・充実に努めます。	子
新春ふれあい駅伝大会運営	地域スポーツの振興として、駅伝大会を実施することにより、青少年の体力向上や町内外を問わず普段関わりのない年代の交流を推進します。	
総合型地域スポーツクラブ	スポーツ教室等を通して、地域住民の生きがいのある生活と活力のある地域社会を育むために、総合型地域スポーツクラブの運営に対して補助金を交付します。同クラブでは、子どもや成人、高齢者、障がい者等といった多様な人が、それぞれの志向に合わせて健康維持や体力づくりに取り組むことができるよう、スポーツの振興を図ります。	福



教育基盤の整備

■方針9 学校指導体制の充実と指導の質の向上

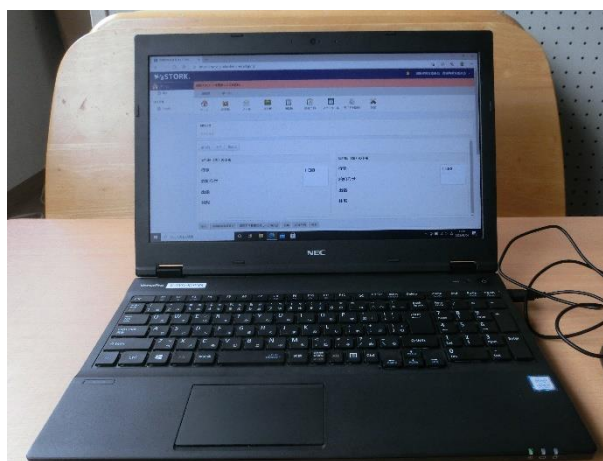
教員として求められる資質・能力である「授業づくり」、「学級づくり・子ども理解」や「マネジメント」に関する力を育成するため、教員のライフステージに応じた研修や、様々な教育課題や教員のニーズに対応した専門研修等を実施します。



タブレット端末を導入した授業



ALT（外国語指導助手）



学校業務支援システム

施策Ⅰ 新学習指導要領などの指導体制の再構築と働き方改革に伴う質の向上

子どもたちの未来を切り拓く力などの育成に向け、人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた人財を確保するとともに、教員の指導力など必要な資質・能力の向上を図るための研修を充実します。また、教員の長時間勤務の実態を改善するため、学校における働き方改革を推進します。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
教職員の指導体制と学校の支援体制の充実（新規）	授業改善等に当たって教員研修は重要ですが、教員の時間的な負担を考慮し、教員研修の実施時期や回数を精選するとともに、遠隔技術等を用いた研修等の実施を検討します。	
教職員の健康管理と働き方改革の推進（新規）	教員の勤務時間に上限を設定するとともに、教員が担う各業務の標準的な時間を示し、勤務時間を意識した働き方を推進します。	
部活動改革への対応の検討（新規）	国で検討されている部活動の地域移行などについて、学校の状況を鑑みて、関係者や地域と協議を進め、対応の検討を進めます。	
I C T教育の指導員の養成	I C T環境が整い、多様な学習を進めるには、I C T教育の指導者を育成しなければなりません。研修やセミナーを活用して、指導者の質の向上に努めます。	創子
A L T派遣事業	小中学校の英語授業や町の英語事業を充実させるためA L Tを増員し、英語に触れることのできる環境づくりを推進します。	創子
配慮を要する子どもへの支援体制の充実（新規）	学校教育に馴染めないでいる子どもに対して、I C Tの活用や関係機関との連携を深めることで、教育の質と機会均等を確保する支援体制の充実に努めます。	子
特別支援教育の充実（巡回相談員の配置）	障がいのある児童生徒が将来的に社会に適応し、充実した生活を送ることができるよう、協議会やサポートチーム、相談員の配置など支援体系の整備促進を図ります。	子福
町費助教諭と特別支援教育支援員の配置	障がいのある児童生徒への学校生活における学習指導や安全確保等の支援を図るため、町費助教諭や特別支援教育支援員を配置します。	子福
教育委員会表彰	町の学業や文化・スポーツ等の振興に貢献した個人・団体を表彰することで、地域住民のチャレンジ精神や積極的に学習やスポーツに取り組む意欲を高めます。	

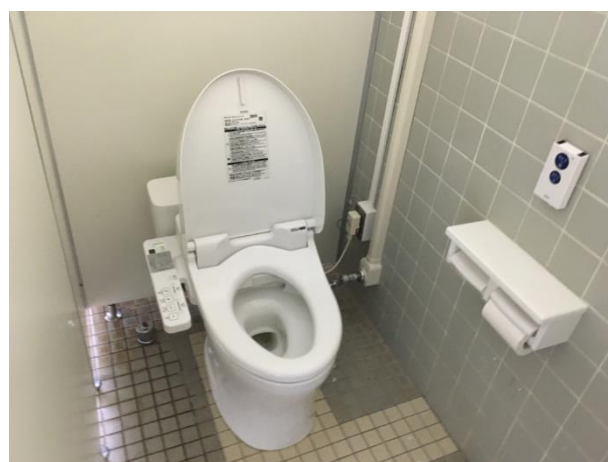
施策2 学校経営の充実

児童生徒が相互に学び合う機会の確保、豊かな人間性の構築、切磋琢磨することを通じた社会性や協調性の育成を図る教育環境の充実のため、学校規模の適正化の実現を図ります。また、小規模校においては、その教育効果の確保のための取組を推進します。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
学校規模の適正化（新規）	児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進んでいく中、より良い学校教育環境の充実を図るため、令和3年度中に学校の在り方検討委員会（仮称）を設置します。第1期教育振興計画の小中学校統合計画に掲げている施策（小学校2校体制、小中学校それぞれ1校体制）も含め、小学校、中学校の将来を展望し、かつ、地域の衰退をまねかないような取組を念頭に置いた学校の在り方（学校の適正規模・適正配置）について検討します。今後の人口減少社会の中、多様化・複雑化していくといわれる未来の社会を見据え、これからの時代を生きる子どもたちを育むための、最適な学校教育の在り方や望ましい学校の在り方を検討し、令和6年度を目途に基本方針を策定していきます。	
学校施設整備	児童生徒に安全・安心な教育環境を将来にわたって提供するために、学校施設個別計画に基づき、学校施設の適正な維持管理や運営に努めます。	
衛生環境の向上（洋式トイレの整備）	各家庭における洋式トイレの普及状況やバリアフリー化、学校施設が避難所になった場合の高齢者や障がい者等の利用に配慮して、小中学校のトイレの洋式化を推進します。	



学校の施設整備

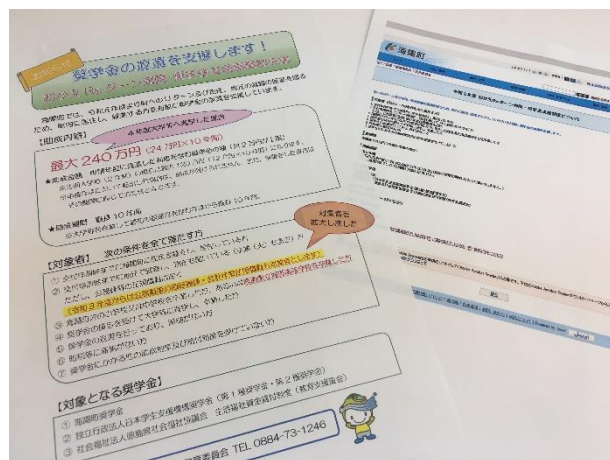


学校の洋式トイレ

施策3 教育機会の確保

すべての子どもたちが等しく学習機会を確保できるよう、就学援助費の支給や奨学金の貸与を行います。

事業名	事業の目的と内容	関連計画
就学援助	経済的理由によって就学が困難な家庭に就学援助費を支給することで、すべての児童生徒の学びを保障し、義務教育の円滑な実施を推進します。	子
子どもあゆみ事業活用（再掲）	小中学校の給食費補助や中学卒業祝金（第3子以降）等の経済的支援など、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を推進します。	子
町奨学金貸与・おかえ Re ターン海陽奨学金支援制度	経済的理由により修学が困難な家庭に奨学金を貸与したり、奨学金の返還に支援を行うことで、本町への U ターンや定住、地元就職の促進を図ります。 【成果目標】申請数（令和2年度～令和6年度累計）24件	創子
通学補助金交付	遠距離通学に要する費用を補助することで、家庭の経済的負担の軽減と児童生徒の通学時の安全を図ります。	子



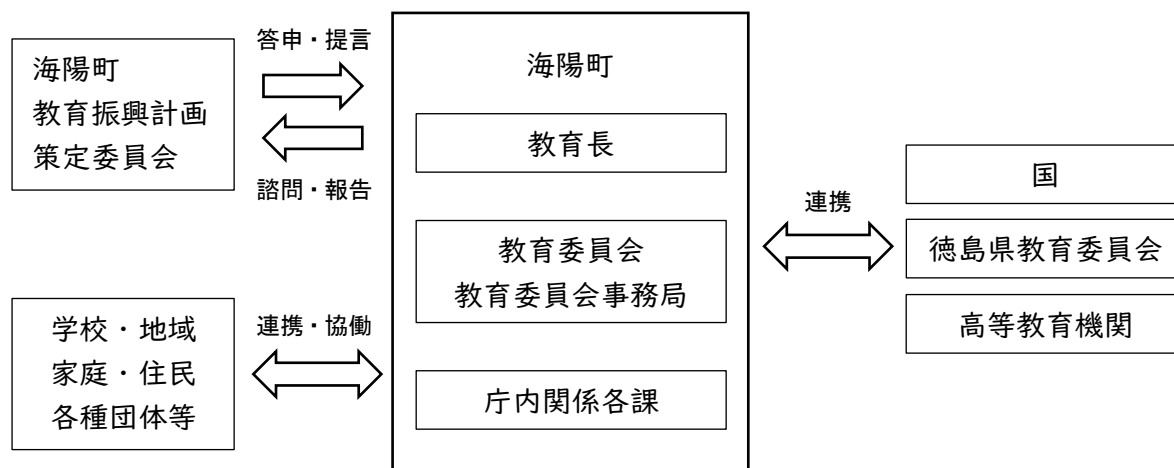
おかえ Re ターン海陽奨学金支援制度



学校給食

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制



(1) 計画の周知

計画の着実な推進に向けて、地域住民との協働による効果的な教育行政の推進を図ることが重要であり、幅広い地域住民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、本町の教育行政のめざす方向性や施策の内容、実施方法等に関して、情報提供に努めながら、地域住民に対する説明責任を果たします。

(2) 地域住民、ボランティア、NPO等との協働

基本計画の施策の推進に当たっては、家庭、地域、NPO、高等教育機関、教育関係団体、スポーツ・文化芸術団体等、多様な団体と行政が、この計画を通じて重要な考え方を共有し、協働することにより、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

(3) 関係部局との連携

地域全体で学校教育を支援する体制づくりや学校・家庭・地域が連携した教育の推進、生涯学習等の取組は、様々な分野を所管する他の関係各課と連携し、より効果的で厚みのある施策が可能となるよう、相互の連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織的・横断的な取組を展開します。

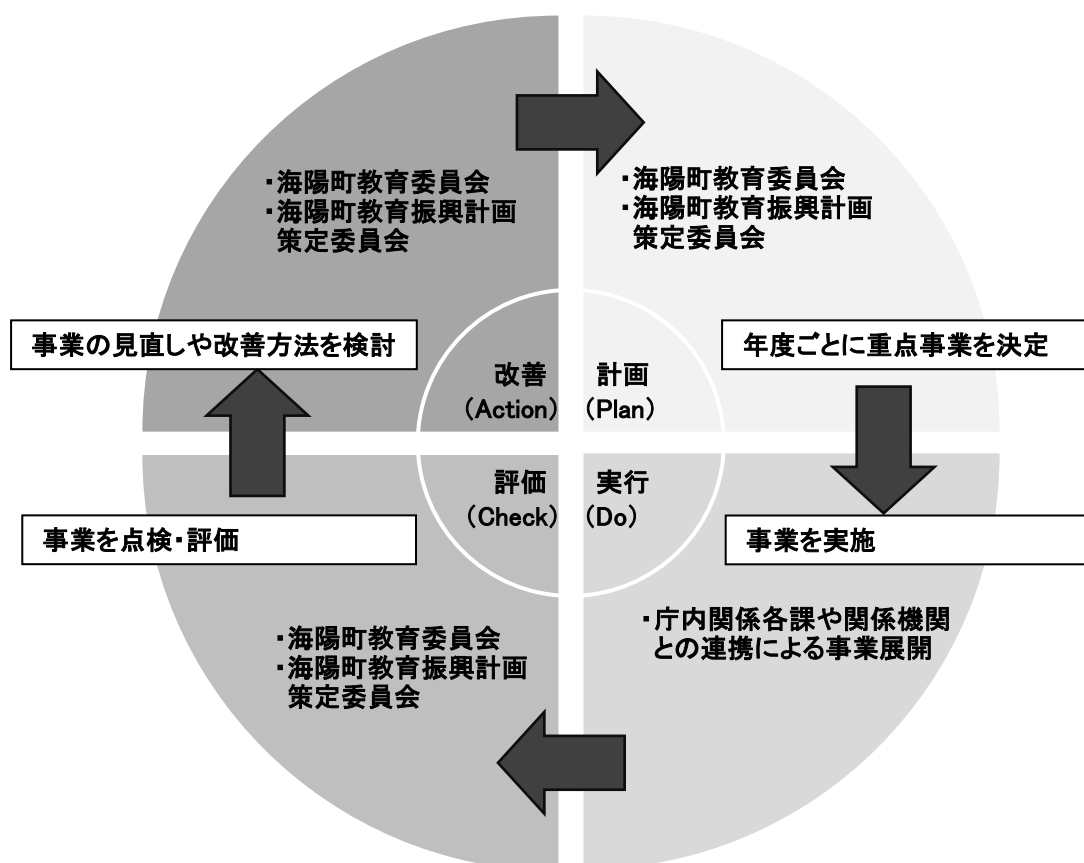
(4) 徳島県との連携及び学校への支援

義務教育を行うために必要な小中学校を設置及び整備し、教育活動を実施する責任を有しています。そのため、最も地域住民に身近な立場にあるものとの認識のもとで、その意思を十分に把握し、徳島県教育委員会との連携、学校への必要な支援を図りながら、教育行政を推進します。

2 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、P D C A（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。計画に位置付けた事業の評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において行い、その内容を公開します。

庁内関係各課の取組について、必要に応じて、学校や地域住民に対するアンケート調査の実施や庁内関係各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。



参考資料

Ⅰ 海陽町教師 5 則

1. 教師は、子どもに「命の大切さ」を教える。

防災意識や防犯意識を育てると同時に、「ひとの命」は「自分ひとりの命」ではなく、長い人々の歴史の延長に「今の自分の命」があること、多くの人々に支えられて「今の自分の命」があることを教えなければならない。すなわち『縦』の継続と『横』の連携の交差したところに、かけがえのない「今の自分の命」があることを教えなければならない。

2. 教師は、子どもに「人間性」を築く。

「人間性」は、「人間（じんかん）性」である。生まれたままの「ヒト」から、人と人の関係を知る「人間」へ育てるのが教師の仕事である。「人間性」は育てるものではなく、築くものである。

3. 教師は子どもに「規範」を育てる。

「連帯」は、「規範」に先立つと言われる。人々に「連帯感」がなければ、個々人に「規範意識」は生まれない。生まれたとしても機能しえない。「社会性（連帯感）」の上に「規範」が築かれる。その逆ではない。

4. 教師は、子どもに「学習意欲」を育てる。

子どもの「学習意欲」は、自然に生まれるものではなく、教師が導き出してやるものである。

「社会性」は、子どもが社会で生きていくための「規範」と「知識」のことである。論理や道徳のもと、規範意識である。

「社会性（連帯感）」から「規範」が生まれ、その上に「知識（人智）」が重なり、「人間性」が築かれる。

この行程のなかで、子ども達は学習を続ける。その土台が「学習意欲」である。

5. 教師は、学び続けなければならない。

教育とは、「学び方」を子どもに教えることである。子どもは、学び続ける教師の姿勢から「学び方」を学ぶのである。

2 海陽町教育委員会津波 3 原則

大津波 必ず来るぞ 覚悟持て
わが命 自分で守る 自覚持て
何よりも まずは避難の 構え持て

3 海陽町指定等文化財一覧

■国指定文化財※¹

No.	種類	名称	所在地
1	天然記念物	母川オオウナギ生息地	海部
2	//	鈴が峯のヤッコソウ発生地	穴喰
3	//	穴喰浦の化石漣痕	//

■国登録文化財※²

No.	種類	名称	所在地
1	登録記念物	南海地震徳島県地震津波碑※	海南
2	登録有形文化財（建造物）	多田家住宅洋館	//

※海陽町内には7基

■国記録選択※³

No.	種類	名称	所在地
1	記録選択	穴喰八坂神社の祇園祭	穴喰

■県指定文化財

No.	種類	名称	所在地
1	有形・工芸品	御崎神社の梵鐘	海南
2	有形・書跡	大日寺大般若經	穴喰
3	無形民俗	穴喰祇園祭の山鉾行事	//
4	史跡	大里古墳	海南
5	天然記念物	ヤッコソウ自生北限地	海部
6	//	蛇王のウバメガシ樹林	海南
7	//	加島の堆積構造群露頭	//

※¹ 指定文化財：有形・無形を問わず、文化財の中で重要なもの

※² 登録文化財：有形文化財の中で、保存と活用が特に必要なもの

※³ 記録選択：重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財

■町有形文化財

No.	種類	名称	所在地
1	建造物	法華寺祖師堂	海部
2	絵画	薬師如来出現の図（絵馬）	海南
3	〃	涅槃図 ※高園	海部
4	〃	涅槃図 ※野江	〃
5	〃	十六善神像	〃
6	〃	母川蚩合戦	〃
7	〃	柳後亭其雪作「竹に鶴」	海南
8	〃	三木（幹）恒山作「梅に雀」	〃
9	〃	三木（幹）恒山作「鍋かぶりの図」	〃
10	彫刻	西山下六地蔵	海部
11	〃	上野山石仏	〃
12	〃	阿弥陀如来立像 ※大井	〃
13	〃	夫婦合掌石仏	〃
14	〃	阿弥陀如来立像 ※高園	〃
15	〃	弘法大師坐像	〃
16	〃	阿弥陀如来立像 ※櫛川	〃
17	〃	地蔵菩薩立像	〃
18	〃	明德逆修石仏	〃
19	〃	門前谷石仏	〃
20	〃	釈迦如来立像	〃
21	〃	チギレ坂地蔵仏	〃
22	〃	阿弥陀如来立像 ※野江	〃
23	〃	阿弥陀如来立像 ※松木谷	〃
24	〃	阿弥陀如来立像 ※鞆浦	〃
25	〃	阿弥陀如来坐像	〃
26	〃	阿弥陀三尊像	〃
27	〃	薬師如来坐像 ※鞆浦	〃
28	〃	日蓮上人坐像	〃
29	〃	薬師如来坐像 ※奥浦	〃
30	〃	大日如来坐像	〃
31	〃	聖観音立像	〃
32	〃	不動明王立像	海南
33	工芸品	刀 建依別中島氏詮作	〃
34	〃	刀 阿州住泰吉作	〃
35	〃	鰐口	〃
36	〃	鰐口 ※大里字浜崎	〃
37	〃	刀 阿州海部住氏吉 文久三年二月吉日	〃
38	〃	脇指 阿州海部住氏吉（刀身銘）	〃
39	〃	短刀 海部氏宗 永正二年八月日	〃

■町有形文化財

No.	種類	名称	所在地
40	古文書	県史料目録登載古文書 ※鞆浦	海部
41	〃	海部閑六書翰	〃
42	〃	県史料目録登載古文書 ※鞆浦	〃
43	〃	庄屋文書	海南
44	〃	県史料目録登載古文書 ※高園	海部
45	〃	県史料目録登載古文書 ※鞆浦	〃
46	〃	県史料目録登載古文書 ※鞆浦	〃
47	考古資料	鞆浦海嘯記	〃
48	〃	大岩慶長・宝永地震津波碑	〃
49	〃	石斧	海南
50	〃	大里二号古墳出土品	〃
51	〃	大里一号古墳出土品	〃
52	〃	寺山古墳跡	〃
53	〃	大谷土器	〃
54	〃	大里古銭七万枚と甕一	〃
55	歴史資料	寺山石斧	海部
56	〃	斎部提瓶	〃
57	〃	四方原開拓の幟と定書	海南
58	〃	石碑「四方原開拓の偉大なる先人名門野村氏一族党三十六名と元山内家臣御旗奉行田村半之丞由来之碑」乃一開拓の旗復元の碑	〃

■町民俗文化財

No.	種類	名称	所在地
1	有形民俗	石仏・山越阿弥陀来迎図	穴喰
2	〃	諸国風俗問状穴喰村答書	〃
3	〃	一石五輪塔	〃
4	〃	鈴ヶ峰円通寺梵鐘	〃
5	〃	板碑 ※角坂	〃
6	〃	板碑 ※塩深	〃
7	〃	鰐口 ※小谷	〃
8	〃	鈴ヶ峰観音堂鐘子	〃
9	〃	穴喰村の古地図	〃
10	〃	震潮記	〃
11	〃	海部刀	〃
12	無形民俗	船津太刀踊り	〃
13	〃	穴喰の団七踊り	〃
14	〃	八坂神社の祇園踊り	〃

■町指定記念物

No.	種類	名称	所在地
1	史跡	東光寺跡	海部
2	//	那佐湾一の島	//
3	//	吉田城跡	//
4	//	和奈佐意富曾社旧社跡	//
5	//	芝の掘抜き	海部
6	//	判形人屋敷跡	//
7	//	御陣屋跡	//
8	//	海部城跡	//
9	//	寺山古墳跡	//
10	//	狼煙台跡	穴喰
11	//	穴喰古墳	//
12	名勝	帆ヶ島	海南
13	天然記念物	ハッチョウトンボ（中山トンボ公園）	海部
14	//	ハッチョウトンボ（海陽町）	穴喰
15	//	ツチトリモチ	海部
16	//	ムクノキ	海南
17	//	タブノキ	//
18	//	ジュンサイ	//
19	//	夫婦楠	穴喰
20	//	オガタマノキ	海南
21	//	豊門の大ヒノキ	穴喰
22	//	ハマナツメ	//
23	//	エノキの板根	海南
24	//	竹ヶ島生痕化石	穴喰
25	//	轟の漣痕	海部
26	//	伊豆尻化石	//
27	//	小島のヤッコソウ	//

4 海陽町教育振興計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく海陽町教育振興計画策定に伴う検討を行うため、海陽町教育振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）海陽町教育振興計画案の策定に関すること。
- （2）その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 策定委員会の委員は15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）教育関係者
- （3）関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

（任期）

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて策定委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

（会議）

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

5 海陽町第3期教育振興計画策定委員会委員名簿

順不同

No	役 職	氏 名	所属団体及び役職名	選出区分
1	委 員 長	皆津 隆一	前小学校長・公民館長	学識経験者
2	副委員長	佐藤 和久	図書館長	学識経験者
3	委 員	三浦 欣也	前中学校長・社会教育指導員	学識経験者
4	委 員	元木 千夏	幼稚園長	教育関係者
5	委 員	片山 隆志	海陽町内校長会会長	教育関係者
6	委 員	宮田 秀人	海陽町内校長会副会長	教育関係者
7	委 員	藤川 卓司	海部高等学校長	教育関係者
8	委 員	乃一 俊治	社会教育委員会委員長	関係団体
9	委 員	辻 芳昭	スポーツ少年団団長・町人協会長	関係団体
10	委 員	長尾 正大	町P連会長	関係団体

6 用語解説

■人づくり革命

人生100年時代構想会議がとりまとめた「人づくり革命基本構想(平成30年6月)」によると、人づくり革命は、端的に“人材への投資”を意味し、以下の投資を行うことが示されています。①幼児教育の無償化、②高等教育の一部無償化、③大学改革、④リカレント教育、⑤高齢者雇用の促進。

人生100年時代を迎え、国民が高い教育を受けられる環境を整え、誰もが生きがいを感じながら生活できる社会の実現をめざしています。

■リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育のことです。職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。「学び直し」と表現されることもあります。

■生産性革命

政府が発表した「新三本の矢」として「名目GDP(国内総生産)600兆円」「出生率1.8」「介護離職ゼロ」を掲げています。そのうちの「名目GDP600兆円」を実現するには、生産性革命が必要とされています。「生産性革命は未来への投資である」と定義づけし、そのために不可欠と考えられているのが、IoTやビッグデータ、ロボットや人工知能(AI)による産業構造や就業構造の変革です。

■IoT

IOTとは「Internet of Things(モノのインターネット)」の略で、あらゆるモノがインターネットにつながるということを指します。従来、インターネットへの接続は、人が操作するコンピュータを介してネットワークにつなぐことが必要でしたが、近年では家電や自動車といった私たちの身の回りのモノ自体がインターネットに直接つながるようになっていきます。

■ビッグデータ

大量で、多種・多様なデータのことです。また、それらのデータを許容できる時間内に効率的に収集・蓄積・処理・分析し、活用するための技術のことです。

■AI

人工知能(artificial intelligence: AI)のことです。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したものです。

■グローバル化

グローバル化とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象を指します。特に「知」は、もともと容易に国境を越えるものであることから、グローバル化は教育と密接な関わりをもちます。さらに「国際化」は、グローバル化に対応していく過程ととらえることができます。教育分野では、諸外国との教育交流、外国人材の受入れ、グローバル化に対応できる人材の養成などの形で、国際化が進展しています。

■子どもの貧困

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困の2種類あります。絶対的貧困は、衣・食・住において充実感を欠き、人間として最低限の生活を営むことができない状態のことです。相対的貧困は、国民の年間所得の中央値の50％に満たない所得水準の人々のことを指します。

日本には、生まれ育った環境によって、栄養バランスの取れた食事ができなかつたり、教育の機会が得られない子どもが7人に1人（相対的貧困率が15.6％）と言われており、その半数がひとり親世帯とされています。

■GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のことです。

■ICT

ICTとは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

■コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みでのことで、学校運営協議会制度と呼ばれています。

■ネイティブ

ネイティブスピーカーの略で、「その言語を母国語として話す人」という意味です。

■ハンズオン授業

ハンズオン（Hands-on）は、直訳すると「手を置く（手を触れる）」となり、体験学習を意味する教育用語です。参加体験、実用的体験、インタラクティブ体験、実習、実験、体感など、体を使うことによる学習補助教育手法を指します。

■グローバル人財

グローバルとは「グローバル（Global、世界）」と「ローカル（local、地域）」を掛け合わせた造語です。グローバルに物事を考える視点を持ち、その視点を活かして地域経済や社会に貢献する活動を行う人財のことです。

■CEFR

CEFRとは「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment）」のことです。

■ALT

ALTとは「Assistant Language Teacher」の略で、外国語指導助手のことです。

■インクルーシブ教育

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことです。障がいのある人となない人が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。

■スクールカウンセラー

スクールカウンセラーとは、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、およびその任に就く人のことです。

■スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職のことです。児童生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがあります。このような問題に対し、児童生徒が、自らの力で問題の解決を図れるようにする支援をスクールソーシャルワークと呼び、スクールソーシャルワークの一端を担う専門職がスクールソーシャルワーカーとなります。

■ノーマライゼーション

ノーマライゼーションの理念とは、障がい者を特別視するのではなく、障がいのない人と同じように社会で暮らしていけるようにしようという考え方です。従来の障がい者福祉活動においては、障がい者に対して隔離・保護するという観点で対応がなされてきました。ノーマライゼーションは従来の考え方とは異なり、障がいのある人の日常生活の条件などを障がいのない人と同様の社会環境や条件に極力近づけていけるようにめざすものです。

発行年月：令和 3 年 3 月
発 行：海陽町教育委員会
〒775-0202 徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷 73 番地
T E L：0884-73-1246
F A X：0884-73-3833
E-mail：kaikyo@kaiyo-town.jp
